

# 世田谷区職員措置請求監査結果

〔旧池尻中学校跡地活用事業に関する件〕

令和4年10月

世田谷区監査委員



## 第1 請求の受付

### 1 請求人

世田谷区 A

### 2 請求書の提出

令和4年8月19日

### 3 請求の内容

請求人が提出した「世田谷区職員措置請求書」（以下「本件請求」という。）（別紙）による請求の要旨及び措置請求の理由は次のとおりである。

なお、見出し表記については、本件請求での表記を引用する。

#### （1）請求の要旨

現在、区長が推進中の「旧池尻中学校跡地活用事業」（以下「本事業」という。）に関連して実施予定の公金の支出、財産の管理・処分、契約の締結・履行のうち、下記に列挙する行為の差止め（防止）を請求する。

#### 差止め（防止）の対象行為

- ① 本事業に関する令和4年度予算のうち、池尻小学校校庭の分割のために必要な、測量・設計に係る部分（金額：約400万円）の執行
- ② 都市計画法第18条の2第1項、世田谷区街づくり条例第8条に基づき策定した都市整備方針及び景観法に基づく世田谷区風景づくり条例に違反して池尻小学校の西側校庭部分の芝生を剥がし、土のグラウンドを整備する工事の執行（これに伴い工事業者と契約を締結・履行し、公金を支出する行為を含む）
- ③ 池尻小学校校庭のうち、本事業に供する予定の土地の用途変更に係る一切の手続き・行為（分割登記及びこれに伴う公金の支出を含む）
- ④ 校庭整備（既存フェンス・植栽撤去、防球フェンス設置、校庭の土入替え）の工事費用（約5,200万円）を令和5年度予算として区議会に請求する行為
- ⑤ 本事業の公募により選定する事業者と、現時点の募集要項に記載されている前提で、賃貸借契約書及び協定書を締結し、これを履行する行為（池尻小学校校庭をおよそ7：3に分割し、約3割の部分の土地を事業者に貸し付ける行為、及び、建築基準法別表第二（ほ）号及び同号が引用する（は）号に定める用途制限に抵触する形で、旧池尻中学校の校舎と体育館を事業者に貸し付ける行為に関する契約の締結・履行）

#### （2）差止め（防止）の趣旨

区が上記（1）に列挙する行為を実施することは、「違法若しくは不当な公金の支出、財産の処分、契約の締結若しくは履行」（地方自治法第242条第1項）に該当するところ、これらが実行されてからでは事後的な回復が

困難になり、区や事業者の側にも多額の費用・損害が発生することから、事業者が選定される前である現時点で、上記（１）に記載する各行為の差止め（防止）を求めるものである。なお、本事業の公募は、すでに本年７月４日に開始されており、池尻小学校の校庭の分割割合やそれに関連する測量、芝生の撤去、グラウンドの整備計画等の内容、スケジュール、必要な予算額や、選定された事業者と契約を締結する予定時期や協定書の内容等は、本事業の募集要項（甲４３号証：旧池尻中学校跡地活用事業提案 募集要項）に具体的に記載されていることから、上記（１）に列挙する行為がなされることは、「相当の確実さをもって予測」（地方自治法第２４２条第１項）されている。

（３）本事業に伴う上記（１）に列挙する行為が「違法若しくは不当」である理由（以下「措置請求理由」という。）の概要

A. 本事業は、現時点で小学校の校庭として活用中の土地の一部の分割・用途変更を行い、経済活性化目的で用いようとするものであるが、このような校庭分割・用途変更はわが国において前例がない極めて異例な財産の処分行為であること。そうであるにも拘わらず、区自身が策定・公表している学校跡地活用に係る方針・手順にすら則らず、地域住民不在の少数の関係者間の懇談会で決定した基本方針を堅持したまま、地域住民の反対意見が根強い中で、小学校からの要望も十分に考慮せずに校庭分割・用途変更を行うことは、極めて不当であること。

A-1. 前例がない異例な計画であること。

A-2. 地域住民との対話のプロセスが、区自身が定める方針・手順に則っておらず、地域住民不在の場で決定された基本方針が堅持されていること。

A-3. 区長や区の担当者自身の発言に沿った対応が行われておらず、地域住民の意見が適切に関係者に開示されていないこと。

A-4. 現状の校庭分割案に対する地域住民の反対意見が根強いにも拘わらず、本事業を強行しようとしていること。

A-5. 小学校からの要望を十分に考慮せず、かつ教育上悪影響のあるスケジュールで本事業を強行しようとしていること。

B. 本事業が前提とする校庭分割・用途変更は、文部科学省「小学校施設整備指針」、「校庭芝生化」、「みどり３３」及び「スポーツ推進」等の他の区の施策と不整合であり、それら施策の目的の達成が後退する又は困難になること。

C. 本事業の遂行・目的達成のために、旧中学校校庭の一体的活用の具体的な必要性が無く、代替の方法での事業遂行が可能であるにも拘わらず、区が２，５００㎡の校庭利用に拘泥しているのは不当であること。

D. 本件土地や近隣の現状に照らし、立地選定が不適切であること。

E. 本事業の対象施設（校舎・体育館）が、建築基準法上の用途制限に違反していること。

F. 本事業の用地が第一種住居地域とされていることに照らし、本事業は都

市計画法の趣旨に反すること。

G. 池尻小学校校庭の芝生を撤去する行為が、区の都市整備方針、景観法8条4項2号に基づく風景づくり条例に違反し、違法であること。

H. 池尻小の避難所としての機能が低下すること、又はそのおそれがあること。

以上を総合的に勘案すれば、本事業をこのまま区が推進することは、著しく不当かつ違法であり、区長の裁量権の逸脱に相当する。

#### (4) 事実証明書

【甲1】平成15年世田谷区議会企画総務常任委員会会議録第16号（1月12日－01号19頁部分）を印刷した書面

【甲2】平成15年世田谷区議会企画総務常任委員会会議録第19号（12月18日－01号14頁部分）を印刷した書面

【甲3】平成15年世田谷区議会区民生活常任委員会会議録第12号（12月18日－01号20頁部分）を印刷した書面

【甲4】平成15年世田谷区議会文教常任委員会会議録第12号（12月18日－01号7頁部分）を印刷した書面

【甲5】平成16年予算特別委員会会議録第3号（03月12日－03号86頁部分）を印刷した書面

【甲6】平成16年予算特別委員会会議録第8号（03月24日－08号368頁部分）を印刷した書面

【甲7】平成27年予算特別委員会会議録第6号（03月18日－06号238頁部分）を印刷した書面

【甲8】令和3年世田谷区議会文教常任委員会会議録第1号（02月08日－01号22頁部分）を印刷した書面

【甲9】令和三年第三回世田谷区教育委員会定例会速記録1頁及び24乃至26頁部分を印刷した書面

【甲10】「世田谷ものづくり学校（東京都世田谷区）」と題する書面

【甲11の1～11の4】池尻小学校創立40周年記念誌「いけじり」（8頁～9頁「わたしたちの町」、表紙、奥書）

【甲12】世田谷デジタルミュージアム「池尻小学校・池尻中学校」を印刷した書面

【甲13】旧池尻中学校跡地問題会議

【甲14の1～14の3】校庭及び体育館の使用状況（令和元年6月）

【甲15】旧若林中学校跡地活用方針（素案）

【甲16】新たな産業施策に向けてのレポート

【甲17の1～17の2】令和4年第1回定例会世田谷区議会会議録第1号（02月21日－01号14－15頁及び32頁部分）を印刷した書面

【甲18】「区長へのメール」への返信画面を印刷した書面

【甲19】【第2回】旧池尻中学校跡地活用に関する説明会・意見交換会の開催結果まとめ

- 【甲20】 [世田谷区P a s s w o r d] 「議事録の送付と・・・」と題するメールを印刷した書面
- 【甲21】 旧池尻中学校跡地活用事業に関する要望書
- 【甲22】 世田谷区立池尻小学校ホームページを印刷した書面
- 【甲23】 平成22年度校庭芝生調査研究協力校の募集について
- 【甲24】 件名「芝生化工事の工程表の送付」と題するメールを印刷した書面
- 【甲25】 旧池尻中学校跡地における新たな施設の整備の方向性について
- 【甲26】 東京都緑化白書 特集 校庭芝生化の現状
- 【甲27の1～27の4】 池尻小学校校庭芝生化整備工事①, ②, 校長室  
だより, 学校だより
- 【甲28の1～28の2】 世田谷区スポーツ施設整備方針の35頁部分及  
び10頁部分を印刷した書面
- 【甲29】 旧大名小学校跡地活用事業 公募要綱
- 【甲30】 旧那古野小学校施設活用事業提案 募集要項
- 【甲31】 旧池尻中学校跡地活用事業に関する基本協定書 (案)
- 【甲32】 世田谷区ホームページ中「公園にキッチンカー (移動販売車)  
が出店しています」を印刷した書面
- 【甲33】 認定NPO法人プレーパークせたがやのホームページを印刷し  
た書面
- 【甲34】 「世田谷公園フリーマーケット開催情報」と題するホームペー  
ジを印刷した書面
- 【甲35】 「せたがや環境フェスタ2022」と題するホームページを印  
刷した書面
- 【甲36】 「せたがやガーデニングフェア2022」と題するホームペー  
ジを印刷した書面
- 【甲37】 令和4年第1回定例会世田谷区議会会議録第3号 (02月24  
日-03号124頁部分) を印刷した書面
- 【甲38】 「WHAT IS IKE・SUNPARK?」と題するホーム  
ページを印刷した書面
- 【甲39】 「うめきた外庭SQUAREについて」と題するホームページ  
を印刷した書面
- 【甲40】 「LIGARE」と題するホームページを印刷した書面
- 【甲41】 旧池尻中校舎・校庭・体育館平面図
- 【甲42】 「現況及び基本的な条件等」と題する書面
- 【甲43】 旧池尻中学校跡地活用事業提案 募集要項
- 【甲44】 世田谷区都市整備方針1
- 【甲45】 世田谷区都市整備方針2
- 【甲46】 世田谷ものづくり学校事業の検証と今後の方向性について
- 【甲47】 時事ドットコムニュースを印刷した書面
- 【甲48】 小学校施設整備指針
- 【甲49】 「景観法に基づく風景づくり」と題する世田谷区のホームペー  
ジを印刷した書面

- 【甲 5 0 の 1】池尻小防災倉庫備蓄物品一覧
- 【甲 5 0 の 2】池尻小学校防災倉庫配置図
- 【甲 5 1】北沢小学校後利用方針
- 【甲 5 2】校庭分割図面

#### 4 請求の要件審査

本件請求については、地方自治法第 2 4 2 条所定の要件を具備した請求が含まれていると認め、令和 4 年 8 月 1 9 日付けでこれを受理した。

## 第 2 監査の実施

### 1 監査対象事項

本件請求における監査対象事項は次のとおりである。

請求の要旨「差止め（防止）の対象行為」記載の、本事業に関連して実施予定である①ないし⑤の各行為が、違法又は不当な公金の支出、財産の管理・処分、契約の締結・履行に当たるか。

なお、以降において、請求の要旨「差止め（防止）の対象行為」記載の①ないし⑤の各行為は、それぞれ「監査対象事項①」「監査対象事項②」「監査対象事項③」「監査対象事項④」「監査対象事項⑤」と記す。

### 2 請求人の証拠の提出及び陳述

(1) 地方自治法第 2 4 2 条第 7 項に基づく陳述について、令和 4 年 9 月 8 日に実施した。なお、令和 4 年 9 月 6 日に請求人からは次の資料が提出された。

- 【甲 5 3】平安幼稚園ホームページを印刷した書面
- 【甲 5 4】GoogleMAP（池尻小学校）を印刷した書面
- 【甲 5 5 の 1～5 5 の 2】池尻小学校校庭の写真を印刷した書面
- 【甲 5 6】旧羽田旭小学校敷地活用事業に係る整備・運営等事業者選定プロポーザル募集要項

(2) 陳述及び提出資料において補充的に主張された要旨は次のとおりである。

- ① 本事業は、池尻小学校の校庭の約 3 割を経済活性化目的で用いようとするもので、地域住民等の抵抗感が非常に強いにも関わらず校庭の分割・用途変更を行おうとしており、その行為が違法または不当な財産の処分に該当する、というのが本件請求の趣旨である。
- ② 現に小学校の施設として使用中の校庭を活用することは前例がない。本事業が実現してしまうと、これが前例として扱われることになり、今後新たに行う事業でも同様の転用が容易に進められてしまう。本件請求は池尻小学校の校庭に関する件であるため、利害関係人ではあるが、一定の公共的な意味を有していると考えている。
- ③ 池尻小学校校庭は、小学校の児童のみならず地域のスポーツ団体も使用

している。利用状況はコロナ禍である2019年6月から2021年3月の期間でも延べ479枠が利用されている。利用団体の反応は、1団体を除き反対の意向である。また、芝生部分は小学校PTAも遊び場開放やキャンプ等で使用し、近隣の幼稚園も運動会等での利用があるが、芝生の3分の2が剥がされ、面積が狭くなることで利用できなくなることが想定される。校庭の芝生は東京都教育委員会・環境局が推進していた「校庭芝生化事業」の一環であり、それを剥がしてしまう行為は無計画であり、税金の無駄使いである。

- ④ 上記行為は世田谷区風景づくり条例にも違反している。第8条では「区は、公共施設を整備するときは、風景づくりにおいて先導的役割を果たさなければならない。」、第32条では基準や制限に問題があるような風景づくりの場合は区長は指導・勧告ができると定められており、区が条例に反する行為は許されない。さらに「まとまったみどり基準」にも違反している。当該小学校は、まとまったみどりである世田谷公園と隣接しており、みどりの維持が必要である。本事業では現存の芝生2,000㎡のうち1,350㎡を剥がす計画となっており、事業者募集要項に芝生の敷設に関する記載はあるが、新たに設置されるかは明らかでない。
- ⑤ 世田谷ものづくり学校に関する活動に異論はない。KPIの達成に注力すると思われ、本事業は創業支援という側面が一番重要と思われる。そのために校庭が必要であるかは疑問である。区がモデルとしている学校跡地を利用した創業支援施設では校庭を使用しておらず、むしろ地域住民が引き続き使用できるように配慮すべきであるとしている。
- ⑥ 本事業で想定されている事業は世田谷公園ですでに実施されており、土地が必要ということであるならまずは世田谷公園を利用すべきではないか。
- ⑦ 元々、本事業は私立保育園の仮設園舎の設置（令和5年4月から7年7月まで）が発端であり、計画はなくなったが使用面積は本事業で示された3割より少ない面積であった。
- ⑧ 創業支援で事業者が校庭を使うかは甚だ疑問である。せめて事業開始当初は公園等を活用し、後々必要性を認めた場合に校庭活用を行う、という段階を経た利用を検討すべきである。
- ⑨ 監査対象事項③に記載する「土地の用途変更に係る一切の手続き」とは、用途変更及びそれに必要な一切の手続きを指し、用途変更自体も差止めの対象としている。なお、「用途変更」は「用途廃止」と同意義である。

### 3 監査対象部

経済産業部及び教育委員会事務局を監査対象部とした。

### 4 監査対象部の見解

監査対象部からは、本件請求に対する弁明書を受理した。その見解は以下のとおりである。

#### (1) 請求人の主張に対する、弁明書における監査対象部の見解



①「措置請求理由A-1.」について

- ア 旧池尻中学校存在時には、校庭に明示的な区切りがあったものではないと認識しているが、それぞれの面積と考えられる部分についてそれぞれで利用がなされており、旧中学校校舎前部分の校庭については、旧中学校の校庭として旧中学校において利用されてきた。
- イ その上で、旧池尻中学校の跡地活用として「世田谷ものづくり学校」として活用する際、旧中学校体育館および校庭部分に関しては当面活用しないこととなったため、暫定的に小学校に組み入れられたものであり、建築確認において、旧池尻中学校校舎棟、校庭、体育館は一体として「その他（ものづくり学校）」として確認している。
- ウ このたびの検討は、旧世田谷ものづくり学校が閉鎖し、その施設設置目的を踏まえた新たな施設を整備するにあたり、改めて当初一体として活用することを想定していた校舎棟、体育館、校庭の一体的活用を検討したものである。請求人は「旧池尻中の跡地にすぎないかのように用途変更を行うとしている」と主張しているが、区としては「現に小学校の施設として使用中の校庭」という事実配慮しながらも、世田谷ものづくり学校として当初より旧中学校部分の一体的活用を想定していたという経過に沿って、このたびの対応を行っている。
- エ また、請求人は「小中一貫校のような形で共有・活用されてきており」、「小学校としてはその校庭の全面を使用してきた事実関係が存在する」と主張するが、その主張のとおり「中学校との共有により全面的に使用してきた」のであって、中学校閉校により、まさに他のどの小学校と比べても突出して広大な校庭を小学校単独で有することになった。旧中学校校庭部分の暫定的有効活用により、結果としてこのような広大な校庭面積を有することになったに過ぎないものである。
- オ 現状の池尻小児童一人当たり校庭面積は24.17㎡となっており、区内小学校の平均値7.43㎡と比しても約3.25倍となっている。さらには、区内2位の小学校は14.42㎡であるところ、約1.67倍となっている。また、区が示す修正分割案（7：3に分割）における分割後であっても、児童一人当たり校庭面積は16.62㎡となり、引き続き区内最大であるとともに、区内平均の約2.27倍、区内で2番目に広い校庭を持つ小学校の約1.15倍を確保できる試算となる。このことは学校教育施設として、通常の学校教育活動において現有面積が減少することによる実害が生じないということの証左にほかならない。
- カ また、請求人は「使用中の校庭を分割し、一部を用途変更の上、経済活性化目的で活用した事例は一つも存在しない。」と主張するが、区が示す「新たな産業活性化拠点」の基本コンセプトや考え方と類似する施設は全国に一般的に存在するものではなく、時代の変化等を捉えた先進的取組として検討を進めているものであることから、類似事例が存在しないことは自然であり、他事例が見当たらないことを以て本事業に疑義を呈す請求人の主張は妥当でない。
- キ 一方で、政策上の必要性や行政需要への対応のために、学校において使用中の校庭を分割して活用するということは、例えば保育園整備の事

例などを始めとして事例が存在するものであり、事例がないとする主張は妥当性を欠いている。

ク また、請求人は「既に関係者や地域スポーツ団体の活動による地域コミュニティが形成されている」、「校庭の分割によって、それらのコミュニティの前提となる活動に制約を加えることは本末転倒」と主張しているが、これらは既存の一部スポーツ団体に関する記述であると考えられる。今回、区は、既存の一部スポーツ団体が優先的に使用している旧中学校側校庭部分について、広く開放し、多くの事業者や区民の新たな取組や活動を後押しするとともに、これらの活動等を通じて、新たなコミュニティ形成をも図っていかうとするものである。

ケ なお、区が提示している修正分割案において、小学校側校庭部分を使用して既存スポーツ団体ができるだけこれまでと変わらない活動を行えるよう提示しているものであり、既存の一部スポーツ団体の活動に大きな影響は生じないと考えられる。

コ 以上の理由により、請求人の主張する「コミュニティの前提となる活動に制約を加えることは本末転倒であり、極めて不当である」との主張は妥当性を欠くとともに、区の対応に不当な点はない。

## ②「措置請求理由A-2.」について

ア 請求人が示す学校跡地活用時の策定手順は、学校廃校時の実施を想定しているものであって、用途転換した後の次回建替え時等においても同様の手順を行うことを規定しているものではない。なお、当時においても、土地・公共施設政策委員会において跡地活用の検討を行っている。

イ 旧池尻中学校跡地に関しては、世田谷ものづくり学校整備の際に、住民への説明等を既に経ていることから、今回は、旧池尻中学校跡地の活用検討ではなく、世田谷ものづくり学校の後施設利用という位置づけになる。なお、今回の計画検討にあたっては、商標等との関係上、世田谷ものづくり学校の名称を使用することが適当でなかったことから、便宜的に「旧池尻中学校跡地」と表現をしているが、事実上は「旧世田谷ものづくり学校後利用検討」となる。

ウ なお、世田谷ものづくり学校は、「地域の思い出として残る校舎の姿をそのままにして、世代を超えて誰もが今一度集うコミュニティの場、様々なものづくり体験を通して区民が交流できる場、また、地域の産業を促進する拠点と位置づけ、「学び・雇用・産業」の再生という視点から、新たなコミュニティづくりや地域の活性化を図ることとした。」としており、「学校跡地活用にかかる基本的な考え方」で掲げる項目とも齟齬はない。さらには、今回の「新たな産業活性化拠点」の計画においては、これまで以上に「区民に開かれた空間」にしていくことを志向しているものであり、世田谷ものづくり学校時の考えを踏襲するものである。

エ これらの理由により、「区自身が定める方針・手順に則っておらず」とする請求人の主張は妥当性を欠いており、区の対応に不当な点はない。

オ また、体育館及び校庭についても、「①「措置請求理由 A-1.」に

ついて」で述べたとおり、旧池尻中学校の跡地活用として世田谷ものづくり学校として活用するとした際に、旧中学校体育館および校庭部分に関しては当面活用しないこととなったため、暫定的に小学校に組み入れられたものであり、建築確認において、旧池尻中学校校舎棟、校庭、体育館は一体として「その他（ものづくり学校）」として確認を得ている。このたびの検討は、世田谷ものづくり学校が閉鎖し、その施設設置目的を踏まえた新たな施設を整備するにあたり、改めて当初一体として活用することを想定していた校舎棟、体育館、校庭の一体的活用を検討したものである。

カ 以上から、旧中学校側校庭および第二体育館についても、このたび初めて学校から用途が転換される「跡地利用」ではなく、平成16年の旧池尻中学校廃校の際に必要な手続きを終えていることから、「区自身が定める方針・手順に則っていない」という主張は、本ケースには該当しない。

キ また「地域住民の意見は全く聴取されることはなかった」と請求人は主張しているが、議論の初期段階において、担当所管で方向性や論点を整理した上で次のプロセスに移行することは一般的な進め方である。特に今回、請求人は「具体的なことはまだ何も決まっていないとのことで、具体的な説明は何らなされていなかった」と述べているとおり、当時のこの段階で具体的なことは決まっておらず、サウンディング調査や地域住民等からの意見、議会での審議等を経て具体化していったものであり、計画の初期段階から地域住民等に説明及び意見を聴取する段取りを踏んできたことの証左である。

ク 以上の理由から、請求人の主張は妥当性を欠いている。また、PTAやスポーツ団体からの数々の意見・要望、議会からの多くの意見を踏まえて、区としては、様々な変更案や対応案を示してきたものであり、「地域住民の意見は全く聴取されることがなかった」との指摘は当たらない。なお、これまで同様に、地域住民に対する必要な説明や対話は今後も行っていく予定である。

### ③「措置請求理由A-3.」について

ア 本事業は組織として対応しているものであり、担当所管において地域住民との対話や調整等の対応を行っている。なお、PTAやスポーツ団体との対話、地域住民説明会・意見交換会などについては、担当所管から区長に対して報告・相談の上実施しているとともに、受け取った意見・要望等についても区長へ報告されている。

イ 区長が自ら地域住民との対話を実施するかどうかは、議会答弁において「やぶさかではない」と答弁しているものの、最終的にはその時々状況等を踏まえ、区長の裁量として判断するものであり、あらかじめ確約をしたものでもない。したがって、「やぶさかではない」とした発言に対して、「発言に沿った対応が行われておらず不当」とする、あたかも手続きに瑕疵があるかのような請求人の主張は妥当性を欠いている。なお、議会での招集挨拶や答弁等を通じて、区長は本事業に関する方針

や考え方を広く開陳している。

- ウ また、令和4年6月28日付で提出されたPTA会長から区長宛の要望書への回答においても、「区長が内容を確認していますが、全ての案件について区長が回答・説明することは困難であることから、PTAの要望に対して担当所管部が責任を持って対応させていただきます。」と付して回答していたり、PTAとの対話の中でも担当所管からその旨を説明してきた。
- エ 以上のように、区長は自らその考えを広く示しており、また、担当所管において対応することを説明するとともに、必要な対応は担当所管において行っていることから、請求人の述べる「発言に沿った対応が行われておらず不当」との主張は妥当性を欠くものであるとともに、区の対応に不当な点はない。
- オ 次に、第2回地域住民説明会・意見交換会については、令和4年6月1日、2日の2日間にかけて実施した。両日ともに、全ての質問に答え、当初閉会時間を約1時間10分延長して終了するなど、地域住民等の意見に対して真摯に耳を傾け対話を行うことを前提として実施するとともに、当該説明会・意見交換会の内容を広く知らせるため、全ての質問と回答内容をHP上でも公表しており、地域住民の意見を軽視しているとの指摘は当たらない。
- カ また、第3回地域住民説明会・意見交換会を第2回後に開催する旨を返答したとの主張に対しては、区からそのような返答をした事実はないが、今後の説明会についても必要なタイミングで開催することを検討している。なお、6月2日の説明会・意見交換会においては、運営事業者決定後に運営事業者からの説明があるのかとの質問があり、運営事業者からの説明の機会について検討する旨を区より回答しており、運営事業者決定後には改めて説明会を開催することを想定している。
- キ 令和4年6月16日の区民生活常任委員会においては、区から議会に提出した資料において地域住民説明会・意見交換会を実施したことを記載している。その上で、地域住民説明会・意見交換会で挙げた主な意見を口頭で概略を報告している。
- ク 請求人は「同月16日に開催された区民生活常任委員会では区議に報告されていない」、「住民説明会の結果を委員会の場で報告すべきとも思われるが、そのような対応はとられていない」と主張しているが、これらは上記のとおり、事実と合致しない。なお、主張の中で、「本議事録は遅くとも6月13日には草稿が完成しているが」と記載されているが、請求人から区担当者に対して、次回対話の前提として議事録がなければ検討できない旨の回答がなされたため、PTA内部議論用として速報版として請求人に送付したものであり、HP公表用はその後精査を経て公表しているものである。
- ケ また、請求人の「区の考える規定路線ありきのスタンスで、(略)、本事業の公募が開始されたことは極めて不当」と主張していることに対して、以下、一部抜粋して、PTA及びびスポーツ団体との対話の経過、及びそれを踏まえた区側の対応等について申し述べる。

- コ 令和4年1月28日に実施したPTA及びスポーツ団体との対話において、PTA及びスポーツ団体から、保護者へのアンケート結果の説明、校庭活用に関する代替措置・代償措置を示すよう意見が挙げられ、これらが示されない中では議論の俎上に載らない旨の意見が出された。
- サ 令和4年3月29日及び30日、スポーツ団体との対話を行い、区から新たなコートレイアウトを含む図面や照明設置により活動時間をより長く確保することなどの案を提示したが、PTA及びスポーツ団体からは、この図面では活動面積はこれまで同様であっても活動時間が減少することから代替案として成立しないこと、現在の活動を維持できることから示さないと議論が始まらない旨の主張がなされた。一方で、照明設置により活動時間を確保することについては評価の声や、電気代を区が負担するのか等の質問がなされた。その上で、テニスネット支柱基礎の整備や水はけのよい良質な土への入れ替えなどの要望が追加的に挙げられた。
- シ その後、令和4年4月21日区民生活常任委員会において、令和4年2月14日付でPTAが提出した「旧池尻中学校跡地活用計画にかかる校庭等利用の見直しを求める陳情」について審査がなされ、請求人らの主張に対して議会では「採択」や「趣旨採択」ではなく、「継続審査」とする判断がなされた。一方で、互いに対話を重ねウィンウィンとなることを目指すべきとの意見もあった。
- ス これらの経過を受けて、区は令和4年5月9日及び11日に、修正分割案をPTA及びスポーツ団体に提示した。複数団体の同時活動や移動を伴わない代替地という要望を踏まえた上で、土の入れ替え、テニスネットの支柱基礎の整備、照明の設置、一定規模の芝の残置など、PTA及びスポーツ団体からの要望に極力応える対応案を示した。PTA及びスポーツ団体からは、改善への感謝、あるスポーツ団体からは活動には問題がない旨の発言がなされた。一方、更に区側が歩み寄るべきである、コート間のバッファを鑑み境界線を更に旧中学校側に移行するべきである等の意見が出された。
- セ なお、区はこれまでの間、当初分割案（6：4）から境界線の位置を変更することは考えないとするのが従来の立場であったが、PTAやスポーツ団体の意見を踏まえた柔軟な対応案を示した認識である。
- ソ その上で、翌週5月16日には、請求人と個別の対話を行い、請求人からは新たな案の提示に対する感謝、修正分割案は保護者から一定の理解を得られる可能性がある、一方で保護者にアンケートを取る予定であること等の発言がなされ、区からは修正分割案への理解を求めるとともに、6月1日に地域住民説明会を開催することなどについて説明等を行った。その際、請求人が主張する「周知期間が短いことを根拠に、PTAから日程の延期の検討を要請した」とあるが、当該対話において請求人からそのような要請がなされた事実はない。
- タ 6月2日の第2回地域住民説明会・意見交換会において、スポーツ団体関係者から現地を見ながらの意見交換を行うべきとの意見を踏まえ、区担当者からそのような方向で調整をする旨の回答をしたことは事実で

ある。これらも踏まえて、第2回地域住民説明会・意見交換会の終了直後、区担当者から請求人に対して、翌週にでも改めて対話をしたい旨を依頼したところ、議事録がなければ対話はできない、暫定版で構わないので早急に作成するよう依頼を受けた。そのため、区担当者より6月13日、最終版ではない速報版として議事録を送付した。

チ 令和4年7月30日、PTA及びスポーツ団体とともに、現地視察及び対話を行った。PTA及びスポーツ団体からは、コート間のバッファを更に拡大すること、防球ネットの高さやプライバシー保護、現在と同じ利用条件を確保することなどについて意見が出された。区担当者からは、スポーツ時の安全性確保は最優先事項であることやバッファ部分について改めて検討すること等を回答した。その上で、スポーツ団体間での互いに配慮し譲り合った活用、例えば、活動時間や活動内容の調整、簡易ネットの利用などの方策について検討を依頼したところ、一つのスポーツ団体を除いて、PTAやスポーツ団体からは本件について検討すべきは区であり、スポーツ団体側はこれらを検討する立場にはない旨の意見が出された。一方で、一つのスポーツ団体からは、自分たちの利益だけでなく多くの人の利益を考えることが重要であり、区がこの地で行う産業活性化事業への賛意と、提示された範囲の中で努力する、活動が続けられれば十分との意見がなされたのも事実である。

ツ また、テニスコートについては、実際にプレーする児童は10名程度であるとの回答であったことから、テニスコート数を減少させることでテニスコート・芝生間のバッファに余裕を得られるのではないかと区より検討を依頼したことに対して、従前より4面を保有してきたことや、プレーヤー以外にも父兄も練習に参加する可能性があることから4面なければ活動に支障があることから不可欠との主張がなされた。なお、最終的には互いに必要事項を持ち帰って改めて検討することとなった。

テ 以上のように、請求人の述べる事実関係には事実と異なると考えられる点があり、これに基づきなされる「地域住民の意見が軽視され、区を考える規定路線ありきのスタンスで、関係者に必要な情報が開示されないまま、本事業の公募が開始されたことは極めて不当である。」との主張は正当性を欠いている。

ト なお、請求人の主張する内容について、「関係者」及び「必要な情報」が何を指すか必ずしも明確ではないが、いずれにしても、必要な関係者に必要な情報を伝え、開示していることはこれまで述べたとおりである。

ナ なお、上記の対話以外にも、令和2年度にもPTA及びスポーツ団体と対面での対話を行っているほか、メールや電話でのやり取りもしてきた。

#### ④「措置請求理由A-4.」について

ア 本事業は、新型コロナ禍における区内経済・産業の厳しい状況、超少子高齢化やデジタル化をはじめ様々な社会経済状況の変化に対して、区内事業者や将来の区内産業を担う若者・子どもへの支援や学び等を提供することで広く地域経済や産業、区民生活に波及をもたらす公益性の高

い取組を目指して「新たな産業活性化拠点」を整備する事業である。校庭についても、校舎及び体育館と一体的に活用し、特に校庭については「テクノロジーを活用した社会課題解決に資する取組の社会実証フィールド」、「区民の暮らしを支える既存事業者の新たな取組の支援と交流の場」、「個人・地域の新たな活動を後押しし、多様な活用ができる公共空間」、「多様なコミュニティを育み、創造性を生む多目的な公共空間」という具体的機能を担うこととしており、産業活性化や社会課題・地域課題の解決等に資する取組を行うこととしているものである。

イ 請求人によると「保護者向けに実施したアンケートでは、（中略）9割以上が本事業に反対であった」としているが、上述のとおり、多くの区内事業者や区民に広く公益的な波及をもたらすための施設であり、一方で、不当に校庭を縮小させ学校教育活動に支障を生じさせるものでもない。修正分割案においても児童一人当たり校庭面積は区内最大を維持できることから、公平性や行政財産の有効活用等の観点や、行政課題の解決・改善、政策の進行に向けて大局的かつバランスを踏まえた判断を行うことが必要である。したがって、保護者アンケート結果は一つの側面として認識はするものの、上記の観点から政策判断を行っていくことが行政としての責務である。

ウ なお、「新たな産業活性化拠点」における校庭の活用については、その利用方法を上述のとおり明示的に示しており、さらには地域住民説明会・意見交換会等においても他自治体での事例等を参考事例として示し、より具体的なイメージがわくよう説明に努めてきた。一方で、これらのイメージに沿った最終的な活用方法やそれに伴う具体的レイアウトなどについては、民間事業者からの具体的活用方法やレイアウトを含む多様な提案を受けつけるための運営事業者募集・選定の手続きを現在行っているところであり、請求人の「全て例示であるとして具体的な活用案については不明なままである。」との主張は、手続きの途上であることに鑑みれば当然の帰結である。

エ 区が示している校庭の活用方法は、「新たな産業活性化拠点」の機能として有益かつ必要と考える機能（「テクノロジーを活用した社会課題解決に資する取組の社会実証フィールド」、「区民の暮らしを支える既存事業者の新たな取組の支援と交流の場」、「個人・地域の新たな活動を後押しし、多様な活用ができる公共空間」、「多様なコミュニティを育み、創造性を生む多目的な公共空間」）を検討の上で提示しているものであり、本事業においてこれらの機能は必要性及び有益性の高いものであり、現状のスポーツ活動等の維持を念頭に述べる請求人の立場から有益性がないとする主張は妥当性を欠いている。

オ また、請求人が主張する、小学校側校庭におけるスポーツ利用時の安全性の確保については、令和4年7月30日の対話において、区としても安全性は最優先事項である旨を担当者から回答しており、その検証のために現地視察をしながらの意見交換を行った。なお、当該対話において、PTA及びスポーツ団体からは、コート間のバッファを更に拡大すること、境界の防球ネットの高さやプライバシー保護、現在と同じ利用

条件を確保することなどについて意見が出された。区担当者からは、スポーツ時の安全性確保は最優先事項であることや、バッファ部分について改めて検討すること等を回答した。その上で、安全性確保に向けて、スポーツ団体間での互いに配慮し譲り合った活用、例えば、活動時間や活動内容の調整、簡易ネットの利用などによる安全性確保の方策について検討を依頼したところ、一つのスポーツ団体を除いて、PTAやスポーツ団体からは本件について検討すべきは区であり、スポーツ団体側はこれらを検討する立場にはない旨の意見が出されるなど、請求人の述べる「経済産業部では安全性に対する課題意識がなされていない」という内容は事実に基づいておらず、妥当性を欠くものである。

カ また、区内で最も広い校庭を利用して実施している活動としてPTA側から示されたものは、PTA主催の「わくわくランド」におけるペットボトルロケット体験、「学校にとまろう」イベントにおけるキャンプファイヤーや花火大会、「池尻こどもマラソン」、「校庭の地域開放」などが挙げられており、「これらの活動は、芝生があること及び広い校庭のスケールメリットが活かされてこそ行い得る」と主張しているが、全ての面積を最大活用して実施しているわけではなく、また、他の小学校においても狭いながらも様々な工夫をしながら多様な取組やイベントを行っているのが現状であり、区内一広い面積を以て「行い得る」との主張や、「本事業が遂行されれば、上記特色ある活動も廃止せざるを得ない。」との主張は妥当性を欠いている。なお、修正分割後の面積においてもこれらの活動を行うことは十分に可能であると考えられるとともに、また、区としては、イベント等で必要な場合には新施設側校庭部分（旧中学校校庭部分）を融通しあって利用するなど、柔軟な活用も提案している。

キ さらに、校庭面積が現状より狭くなると、「子ども達の健康・心身の発達に悪影響を与えることは明らかである。」との主張や、地域住民説明会・意見交換会において挙げられた、「子どもが遊ぶ際に子ども同士が衝突する可能性が高まることにより危険である」という主張について、修正分割案における分割後であっても児童一人当たり面積は16.62㎡と試算され、引き続き区内平均の約2.27倍、2位の小学校の約1.15倍であることから、当該主張は根拠が明確でなく、妥当性を欠くものであるとともに、文部科学省の小学校設置基準（平成14年3月29日文部科学省令第14号）に照らしても基準を十分に充足するものであることから、請求人の主張は妥当性を欠く。

ク 以上のように、請求人が述べる主張の土台となる事実と誤りと思われる点があるとともに、本事業については個別の対話や地域住民説明会・意見交換会等において、児童の保護者やPTA関係者、地域住民、また、学校運営の責任者である学校長及び副校長に対しても説明をしてきたものであることから、請求人の「当事者の意見を聞いておらず極めて不当」との主張は妥当性を欠いている。

⑤「措置請求理由A-5.」について



- ア 境界に設置する防球ネットへの扉の設置については、旧池尻中学校跡地を含む池尻小学校敷地が世田谷区地域防災計画において医療救護所、指定避難所、広域避難場所にそれぞれ指定されていることから、避難所運営の観点から設置することとしている。
- イ なお、境界に設置する防球ネットは運営事業者による工事ではなく、区が行う工事部分であることから、「事業者が可動式フェンスを設置しない提案を行ったとしても、当該事業者が選定される可能性がある」という請求人の主張は妥当性を欠く。
- ウ また、セキュリティ及びプライバシー保護と学校長が求める広い可動式扉の設置はトレードオフとなる面があり、学校長からも両者を十分満足に備えた形状のものは困難度の高いものであることから、可能な範囲で検討して欲しいとする要望を受けており、請求人の主張は事実と異なる。
- エ また、「区が、年度途中で区立小学校の学校行事の変更を迫るとするのは極めて異例かつ不当である。」との請求人の主張に対して、区は令和3年度初頭から小学校校庭工事の内容やスケジュールについて学校長及び副校長に説明しており、令和4年度中に小学校側校庭整備を行うことで、旧中学校校庭側において工事期間中も各種教育活動ができるなど、小学校の教育活動にも配慮をしたスケジュールを提示し、学校と調整をしているところである。なお、具体的には、小学校側から、秋にイベントを予定しているため、当該期間を除いて工事を行って欲しい等の要望を受けており、これらの事情も踏まえた工事日程の調整を具体的に図っている。
- オ これらのように、「芝生を剥がす工事を本年度中に実施するのは見直して欲しいとの要望がされた」、「現時点でこれに対する区の回答はない」との請求人の主張は事実ではなく、正確な事実に基づかずなされる「区が、年度途中で区立小学校の学校行事の変更を迫るとするのは極めて異例かつ不当」とする請求人の主張は妥当性を欠いている。

⑥「措置請求理由 B. 」について

- ア まず、請求人が言及している校庭面積について、「①「措置請求理由 A-1. 」について」に記載のとおり、分割後（修正分割案）においても、小学校設置基準で定められた面積を大きく上回り、かつ区内平均としても突出して広大であることから、請求人の主張する「児童数、利用状況等を考慮して必要な面積その他の規模を確保」とする指針に照らして「面積を減少させる行為は不合理」とする請求人の主張は妥当性を欠いている。
- イ また、関連して、請求人は「大規模都営住宅の建設や民間のマンション建設も予定・進行しており、これにより児童数が増加することが見込まれる」と主張しているが、令和4年8月現在の住民登録者数等に基づく児童・生徒数推計においても、池尻小学校児童は令和8年度以降に減少していく見込みとなっている点も併せ申し添える。
- ウ 次に芝生について、「小学校施設整備指針」においては、屋外運動施

設等について必要な事項を記述しているものであり、その中で、「芝生を用いる場合には、気候・土壌条件、維持管理方法等を考慮し計画することが重要である」とされているが、当該方針内において、校庭への芝生の設置を義務付ける記載はない。

- エ 今回、「新たな産業活性化拠点」の整備に伴う小学校校庭整備により、芝を一部除去することとしているが、これは体育等の授業や各種活動時の安全性や利便性の観点を考慮してのものであり、小学校施設整備方針の「各種運動等の実施に必要な面積、形状等を確保することが重要である」との記述と方向性を同じくするものである。
- オ また、「世田谷区みどりの基本計画」を踏まえ、引き続き小学校校庭の芝生の維持に努める観点から芝を残す案を示しているとともに、「新たな産業活性化拠点」においても新たな緑の創出に努める予定をしているが、一方で、各施設においてどのように緑や芝を敷設するかは、当該施設の用途や状況等を踏まえることが必要である。小学校校庭については、「区立小・中学校の校庭整備における基本的な考え方について」において、天然芝は芝生の養生期間の確保が必要なため、学校運営や地域利用への影響が課題になっており、敷地状況に応じた整備が必要であるとしている。よって、基本は、クレイ系舗装（土系）＋天然芝の採用とすることとし、全面天然芝の校庭においては、活動に支障を生じていることから、今後は上記の方向に移行することを示しており、池尻小学校校庭においてもこの方針と方向性を違えているものではない。
- カ このように、請求人は「本事業では、上述の教育委員会、区及び文部科学省の方針・指針に反して」と主張するが、以上述べてきたとおり、これらの方針に反しているものではなく、したがって請求人の主張は妥当性を欠いているとともに、区への対応に不当な点はない。
- キ なお、平成24年度池尻小学校校庭芝生化整備工事における東京都からの補助金（池尻小の校庭芝生化費用：約3,700万円）については、9年超を経過し減価償却も済んでいることから、返還の必要はないことを東京都に確認している。また、請求人の主張も踏まえると、この負担によりなされた取組（芝化）は十分に活用されてきたものであること、また、9年超が経過し、施策や取組の変更・見直し等を行うには十分理由のある期間が経過していることから、請求人の主張する「無計画かつ税金の無駄遣い」との指摘は当たらない。
- ク また、請求人が主張する「SDGsのコンセプトにも不整合」との主張に対しては、SDGsは幅広い概念を含むものであり、施設全体や運営・取組も含めて考慮すべきであるところ、本施設は廃校活用事例であることや、例えば経済成長や環境、社会課題の解決に向けた取組等も行っていく予定であり、SDGsのコンセプトにも反するものではない。
- ケ 請求人の記載によれば、「「区議会からみどりを守れというご意見をいただいている」との回答がなされた」とあるが、これは一般論として回答したものである。また、「みどり担当部署、区議会から反対があった旨の回答がなされた」と記憶している」としているが、上述のとおり区の政策に不整合はなく、また直近においても、令和4年4月21日区民

生活常任委員会での陳情審査や6月16日の区民生活常任委員会への報告・質疑等をはじめ、議会への報告や審議を経た上で進めているものである。

コ 次に、スポーツ活用について、「世田谷区スポーツ施設整備方針」では「学校施設は第一に教育施設であるが、同時に地域コミュニティの核としての役割も担っていることを踏まえ、地区スポーツ施設としての利用を図っていく。また、統合等による跡地においても引き続きその役割の維持・保全を図る。」と記載があることは請求人の記載のとおりであり、したがって、これまでも池尻小学校校庭は地域の児童のスポーツや遊びの場として開放してきた。

サ 今回、区が提示する修正分割案においても、小学校側校庭において児童スポーツ活動や遊びの場としての利用も前提として示していることから、当該方針に齟齬を来すものではない。また、体育館についても、これまでと同様の活用を基本としていることから、本方針との不整合はない。

シ 請求人は「旧池尻中跡地校庭をスポーツ施設として活用しない計画は、スポーツ推進に係る区の施策と不整合である」と主張しており、この点については後述するが、世田谷ものづくり学校施設の後利用検討に当たっては、政策経営部において他の行政需要や土地の有効活用等も含め、周辺立地状況、他公共施設との位置関係、隣接地に世田谷公園や公園内にスポーツ施設が存在するという状況等も加味して旧池尻中学校土地利用手法について検証を行っており、公共財産をスポーツ政策に活用するのか、または産業政策や他の政策に活用するのかといった全庁的な政策ニーズ等、区として総合的な検討を経て、産業活性化拠点として整備することと決定したものである。

ス したがって、請求人は「旧池尻中跡地校庭をスポーツ施設として活用しない計画は、スポーツ推進に係る区の施策と不整合である」と主張しているが、上述のとおり他の政策ニーズなどを含む必要な検討を経た上で決定しているものであり区の施策に不整合な点や不当な点はなく、請求人の主張は妥当性を欠く。

#### ⑦「措置請求理由C.」について

ア 本事業において旧池尻中学校校庭は、令和3年2月に策定した「旧池尻中学校跡地活用の新たな基本コンセプト」における4つの柱の一つである「地域特性を活かした賑わいをつなぐ場」としての重要な役割を担うものである。区が示した修正分割案における変更した面積の中で、校庭は「テクノロジーを活用した社会課題解決に資する取組の社会実証フィールド」、「区民の暮らしを支える既存事業者の新たな取組の支援と交流の場」、「個人・地域の新たな活動を後押しし、多様な活用ができる公共空間」、「多様なコミュニティを育み、創造性を生む多目的な公共空間」という具体的機能を持たせることとしている。

イ これらの機能を整備するには一定の面積が必要であり、当初、これを約3,400㎡と見込んでいたが、既述の各種経過を経て約2,50

0㎡に縮小した上で集約的に実施することとしたものであり、PTA及びスポーツ団体に譲歩する形で変更を行ったというのがこれまでの経過である。

ウ 区が本事業で目指す「新たな産業活性化拠点」の検討にあたって参考にした「福岡FGNや那古野キャンパスはいずれも産業活性化拠点として廃校活用された成功例であるが、校庭は使用されていない」と請求人は述べているが、両者はいわゆるインキュベーション施設であり、一部機能に類似する部分はあるが、区が目指す「新たな産業活性化拠点」とは機能や考え方を同質のものとするのではなく、両者が校庭を利用していないことを以て本事業においても校庭や空間を不要とする請求人の主張は妥当性を欠く。両者ともに、機能を参考としているものであり、全く同一又は同様のものを世田谷区においても整備しようとしているものではない。仮に類似する施設であるとした場合においても、校庭等の空間を活用するかどうか、またその活用方法はそれぞれの地方自治体や運営事業者の方針や事情に左右されるものであり、他自治体又は他施設がそうであることを以て、その事例に整合させなければならない理由はなく、請求人の主張は妥当性を欠くものである。

エ また、請求人の主張する世田谷公園において創業支援を行うべきとの主張については、隣接地に世田谷公園が存在することは事実であるが、公園は様々な住民のレクリエーションの空間や景観の形成等が目的であり、法令に基づきその利用や占有にあたっては制限や禁止行為が定められている。事業者が開発した機器の実証を目的とする事業や常設での創業者支援スペースの確保、企業・団体・個人の多様なイベントなどを柔軟に行うことは適わない。

オ このように、区が想定している校庭を活用して行う取組は世田谷公園では充足できないだけでなく、校庭を活用した多様な活動が多様な人を呼び込む役割を担うとともに、校舎と校庭を連続性を持って活用するということや、その近接性から一体となって様々な活動ができるということが本施設の特徴の一つとなると考えることから、校舎、校庭も一体的に活用することが必要である。

カ 以上の理由により、請求人の主張する隣接する世田谷公園を利用すればよいとの主張は妥当性を欠いている。

キ また、「施設全体の顔として、校舎への人の流れをつくる役割」に関する請求人の主張については、その目的のために校庭全体を利用するという趣旨で説明をしているものではなく、そのような役割も担う、と述べたに過ぎない。校庭では、上述のとおり「テクノロジーを活用した社会課題解決に資する取組の社会実証フィールド」、「区民の暮らしを支える既存事業者の新たな取組の支援と交流の場」、「個人・地域の新たな活動を後押しし、多様な活用ができる公共空間」、「多様なコミュニティを育み、創造性を生む多目的な公共空間」（再掲）としての活用を図っていくものである。したがって、請求人の主張する「校庭の東端の一部を整備すれば（略）」との主張は、これらの活用方法を踏まえていないものであり、主張は妥当性を欠いている。

ク 以上、請求人の主張は、区側の説明を踏まえられておらず、区としては、「新たな産業活性化拠点」として必要な機能や役割、または地域経済や区民生活の向上という、区内事業者及び広く区民に波及するような広く公益に資する観点からこの必要性を述べており、不当な点はない。

⑧「措置請求理由 D.」について

ア 本事業は、旧池尻中学校跡地を活用した世田谷ものづくり学校の運営契約の終了や耐震補強工事の必要性等に伴い、その後の活用方法について検討を進めてきたものである。

イ 後利用の検討に当たっては、政策経営部において他の行政需要や土地の有効活用等も含め、旧池尻中学校土地利用手法について検証を行っており、区内産業に変革をもたらす産業を呼び込む産業政策上の必要性や IT 産業の中心地である渋谷への近接性、世田谷ものづくり学校であったという知名度やブランドなど、総合的な検討を踏まえて、新たな産業活性化拠点として活用することを決定したものである。

ウ 請求人は「すでに役割を終えた別の土地や近隣の有力な候補地から検討するのが合理的であり、校庭の立地や周辺状況を十分に検討せず、「校庭活用ありき」の姿勢を堅持して、校庭の一部を分割して本事業を遂行することは不当」と主張しているが、上述のとおり、立地や周辺状況に加え、全庁的な政策ニーズ等も十分踏まえてこの地を産業活性化拠点として整備することとしたものであるとともに、校庭を活用することの必要性はこれまで述べてきたとおりである。

エ また、この地は令和 4 年 5 月末まで世田谷ものづくり学校として活用していた施設であり、知名度やブランドなどを含めて、「新たな産業活性化拠点」としてこれ以上の適地は存在しない。

オ また、イケ・サンパーク（池袋）、ボーナストラック（下北沢）、うめきた外庭 SQUARE（大阪）を事例として挙げたことについて、請求人は「いずれも、すでに役割を終えた土地を新たな目的で活用したものであって、池尻小校庭のように、現に活用されている土地を途中で用途変更したものではない」と主張し、事例として不適切である旨の主張をしているが、これら事例は、その機能に着目して参考にしたものであり、それらの施設が立地する土地の歴史や経緯を参照の対象としているものではない。

カ 以上の理由により、請求人の主張する「本件土地や近隣の現状に照らし、立地選定が不適切」との主張は妥当性を欠いている。

⑨「措置請求理由 E.」について

ア 「新たな産業活性化拠点」は、世田谷ものづくり学校の考えを大きく踏襲し、学びや地域コミュニティの場の機能も備えていくこととしており、従前の用途（その他：ものづくり学校）としての活用をベースとしている。

イ 一方で、主な機能として「①既存産業の活性化支援」、「②起業・創業の支援」、「③産業と連携した学びの支援」、「④区民・事業者に

開かれた場（校庭、体育館）」として示しており、①と②を中心とする一部施設については事務所用途への変更が必要な部分も生じると考えられることから、「旧池尻中学校跡地活用事業提案募集要項」において、「校舎棟のうち事務所として活用する部分については、床面積3,000㎡を限度に事務所用途に変更し、それに伴う必要な改修工事を実施することとしており、法の認める範囲で用途変更を認めることとしている。

ウ なお、校舎棟のその他の部分についてはこれまでの用途もしくはその他の第一種住居地域で認められた用途（建築基準法第48条第5項、別表第二（ほ））とするほか、体育館棟についてはこれまでの用途（その他：ものづくり学校）から変更しないことを前提としているものであり、建築基準法において第一種住居地域で認められる範囲で必要な用途変更を行う予定であることから、請求人の主張する「建築基準法の用途制限に違反」することにはならない。

エ なお、提案内容によっては、前述の通り校舎棟において請求人の主張する「飲食店やチャレンジショップ」を整備する可能性があるが、これについても、建築基準法における第一種住居地域内に認められた用途の範囲内での用途変更をすることが前提となり、したがって、建築基準法を超えた用途での使用は考えておらず、違法とはならない。

#### ⑩「措置請求理由 F.」について

ア 請求人の主張する「建築基準法上の用途制限の対象外となる校庭の一部までも活用」とは車両であるキッチンカーやワゴン屋台等を指すものと考えられるが、これらは建築物ではないため、建築基準法に定められた用途制限に反するものではない。

イ また、第一種住居地域は、一定規模の事務所や店舗の建築が可能であることから、今回の事業はこの制限の範囲で取組を行おうとするものであって、都市計画法の趣旨に反するものではなく、不当な点もない。

ウ なお、校庭の利用にあたっては、当該地が保育園や小学校が隣接しており、住宅も多い状況を踏まえ、区が参画する運営委員会により十分に配慮した運営をする予定である。

#### ⑪「措置請求理由 G.」について

ア 池尻小学校の敷地は、「世田谷区都市整備方針」において、世田谷公園を中心とする「みどりの拠点」に位置付けられている。「みどりの拠点」とは「自然環境の視点から本区の骨格的な要素となるもののうち、拠点性が高い要素をみどりの拠点とし」、「自然環境の骨格的な要素となる拠点をみどりの拠点とし、大規模な公園やまとまりのあるみどりを位置づけ」たものにすぎず、周辺の土地利用等に何らの規制を与えるものではない。

イ また、同整備方針内においては、「住宅地区」として「地域特性に応じた住環境の保全や改善、住宅相互の調和を図りつつ、生活利便施設などが適切に配置された土地利用を誘導します」とされているが、本件工

事はこれまで使用してきた池尻小学校校庭について、表層部の工事を行うものであり、何らかの土地利用の変更を行うものではないことから、今回の行為がこれらに違反となるものではない。

- ウ 次に、請求人は世田谷公園が風景づくり計画における「まとまったみどり」であることから、同公園の敷地境界から50m以内の池尻小学校校庭の芝生もまた「まとまったみどりとして保存すべき」であると主張するが、景観法第8条において及び世田谷区風景づくり条例に基づく景観計画である「風景づくり計画」では、「まとまったみどり」とは近隣公園などの公園のほか、都市林、都市緑地、特別緑地保全地区、特別保護区を対象とするものであり、これに該当しない池尻小学校の校庭の芝生は「まとまったみどり」ではないと解される。
- エ 一方で同計画では「対象となるまとまったみどりの敷地境界から50mの範囲に掛かる敷地」を「まとまったみどり基準」の対象範囲としており、当該敷地は世田谷公園敷地境界から50m以内に存しているほか、「一般地域（住宅共存系ゾーン）」にも指定されているが、「風景づくりの基準は、建設行為等に対し、配置、高さ・規模、形態・意匠などについて定める基準です。以下の「ゾーン別基準」と「風景特性基準」を定めます。」とされており、今回の小学校校庭工事に係る芝の一部除去は、世田谷区風景づくり条例で定義する「建設行為等」に該当しないことから、基準及び法令に違反するものではない。
- オ なお、改修工事において剥がす芝については、近隣の三宿中学校への移植や池尻小学校校庭内スペースへの可能な限りの芝生の補植を進める。また、今後予定している旧池尻中学校跡地活用に伴う校庭の改修工事に際しても「風景づくり計画」を踏まえ、可能な限り緑化を推進していくことを予定している。

⑫「措置請求理由H.」について

- ア 旧池尻中学校跡地を含む池尻小学校敷地については世田谷区地域防災計画において医療救護所、指定避難所、広域避難場所にそれぞれ指定されていることから、境界の防球ネットには、記述のとおり、扉を設け、緊急時の人の出入りを可能とすることで、医療救護所としての機能を損なわないようにする予定であるとともに、倉庫の利用に支障がないよう配置する予定である。
- イ なお、請求人の指す防災倉庫は池尻小学校グラウンド側に存するコンクリートブロック造の倉庫と考えるが、当該倉庫は当初は解体も含めた検討を進めていたが、現在は取り壊さない予定で検討している。
- ウ また、池尻小学校敷地は世田谷区地域防災計画において医療救護所、指定避難所、広域避難場所にそれぞれ指定されていることから、体育館及び校庭に建築物や大規模な工作物の設置は行わないことを公募要項においても明記している。
- エ なお、倉庫解体の予定はないが、令和3年3月及び同5月、池尻地区町会連絡会において、近隣地区の町会長・自治会長等に対して、本事業に関する説明をしている。

オ 以上のとおり、避難所等としての役割を果たすために必要な対応をしているものであり、請求人の主張するような不当な点はない。

以上述べてきたように、本事業については適法かつ合理性があるため、請求人が主張する差止めの対象行為を履行することが違法又は不当なものには当たらないとともに、区長の裁量の逸脱にも該当しない。

### 第3 監査対象部への事情聴取等

本事業に関する概要等について、監査対象部からの事情聴取等を行った。その要旨は以下のとおりである。

#### 1 本事業の概要

##### (1) 本事業の概要について

新型コロナウイルス感染症の流行により、区内経済・産業は極めて厳しい状況下にあるとともに、以前から課題として抱えている超少子高齢化の進行やデジタル化をはじめ様々な社会経済状況の変化に対して、区内の各事業者が対応していくことやそのための環境整備を図っていくことは喫緊の課題である。また、起業・創業支援による区内産業の新陳代謝を図ることは、地域経済の活性化及び持続的な地域経済の発展に向けて不可欠な要素であり、その重要性は増大している。

これらの課題に対応するため、世田谷区では、旧池尻中学校跡地で実施していた世田谷ものづくり学校の契約満了に伴い、後施設等を活用し、取り巻く地域経済や産業の状況、時代変化等を踏まえた新たな「産業活性化拠点」として再整備し、地域経済の活性化に向けた取組を実施していくこととした。

本施設での様々な取組を通じて、2万社を超える区内事業者のみならず、今後の区内産業を担う若者や子ども、スキルアップや社会課題・地域課題解決に貢献したい区民の活動支援も視野に入れた、区民生活及び地域経済に広く波及のある公益性の高い取組を行うものであり、その際、校庭及び体育館についても、校舎と一体的に活用することで、より有効性の高い取組を行うこととしている。

##### (2) 施設概要

所在地：世田谷区池尻2-4-5

敷地面積：9,441.872㎡

延床面積等：校舎棟 3,481.67㎡

体育館棟 2,768.50㎡

校庭面積 2,500㎡（有効面積のみ）

用途地域：第一種住居地域

##### (3) これまでの経緯

旧池尻中学校跡地活用については、令和元年11月に世田谷ものづくり学校事業の検証と今後の方向性についてまとめ、それ以降、議会、事業者、区



民等の意見を踏まえ、新しい産業活性化拠点として具体的な機能や成果指標の設定、運営や事業の評価のあり方などについて検討を深めてきた。

- 令和元年 1 1 月 区民生活常任委員会報告  
・これまでの実績の評価・検証、基本コンセプトの方向性
- 1 2 月 新たな世田谷ものづくり学校の方向性に係る懇談会
- 令和 2 年 7 月 区民生活常任委員会報告  
・コロナ禍の影響を踏まえた対応について  
・基本コンセプト案について（施設の一体活用、契約形態等）
- 1 0 月 新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた基本コンセプト策定に向けた有識者との意見交換
- 令和 3 年 2 月 区民生活常任委員会報告  
・新たな基本コンセプト（施設一体活用・運営形態等）について  
文教常任委員会報告  
・施設の一体的活用に伴う教育財産の扱いについて  
P T A ・学校運営委員会への説明
- 3 月 地元町会へ説明・意見交換
- 5 月 地元町会へ説明・意見交換
- 6 月 地域住民説明会  
スポーツ団体との対話
- 7 月 サウンディング型市場調査
- 9 月 区民生活常任委員会報告  
・これまでの事業に関する評価・検証等について  
・サウンディング型市場調査の結果報告  
・今後の方向性について
- 1 1 月 区民生活常任委員会報告  
・今後の進め方について
- 1 2 月 D X 推進・公共施設整備等特別委員会  
・土地利用手法に関する検証  
区民生活常任委員会  
・産業構造の現状とそれを踏まえた具体的な機能
- 令和 4 年 1 月 区民生活常任委員会報告  
・運営手法、K P I の考え方、将来の絵姿等  
P T A ・スポーツ団体への説明・対話
- 3 月 P T A ・スポーツ団体との対話  
学校運営委員会への説明
- 4 月 区民生活常任委員会（陳情審査）  
・旧池尻中学校跡地計画にかかる校庭等利用の見直しを求める陳情（継続審査）  
P T A ・スポーツ団体との対話
- 5 月 区民生活常任委員会報告

- ・旧池尻中学校跡地施設における運営事業者の公募・選定、基本協定及び賃貸借契約の締結等について
- P T A・スポーツ団体との対話
- P T Aとの対話
- 6月 地域住民説明会・意見交換会
- 区民生活常任委員会報告
- ・旧池尻中学校跡地施設における運営事業者の公募開始について 事業者募集要項案説明
- 文教常任委員会報告
- ・旧池尻中学校跡地活用に伴う池尻小学校の校庭整備について
- 7月 事業者募集要項 起案決定
- 運営事業者公募開始
- P T A・スポーツ団体との対話（現地視察を含む）

## 2 本事業に関する個別事項

### (1) 本事業にかかる敷地活用について

本事業にかかる敷地は、平成16年に旧池尻中学校の校舎・校庭・体育館を一体として「その他（ものづくり学校）」という用途で建築確認をとった上で、旧校舎を普通財産に用途変更して事業者に貸し付けた。旧校庭と旧体育館は利用がなかったため教育財産のままとしてきたが、今後は旧校庭も一体として新たな事業者に貸し付けるため、普通財産に用途変更する。一方、池尻小学校は、平成16年の池尻中学校廃校まで、中学校側の校庭の空き時間に利用しており、世田谷ものづくり学校が開始した後も、引き続き旧校庭を利用してきたが、小学校の敷地と位置付けてはいない。なお、所管部の弁明書において、請求人の「小学校の施設として使用中の校庭」等の主張に対比する主旨で「暫定的」と表現しているものである。

### (2) 地域住民等への対応について

地域住民に対する説明会は、令和3年6月及び令和4年6月に実施し、その中で出された意見を踏まえ「校庭の分割割合案の変更」「校庭活用の具体的なイメージの提示」「体育館を地域住民へ開放」などの地域住民の関心の高い要望を取り入れた。

### (3) 校庭分割案について

当初の校庭分割案（6：4）は、旧池尻中学校存在時及び世田谷ものづくり学校整備時の建築確認申請の図面から導き出した。変更案（7：3）はP T A・スポーツ団体からの要望を受け、小学校側で複数団体が同時活動できること、旧中学校側で区が想定している取組が行えるスペースの確保を検討の結果この割合に至った。

### (4) 学校教育への影響の緩和について

学校改修工事を進める際には、学校教育に影響が及ばないよう休業期間の

実施を基本とするが、やむなくそれ以外の期間に実施の場合は学校と綿密な調整を行う。改修工事に至るまでには、前年度に対象校の選定、対象校との調整、予算措置を行い、実施年度には、工事仕様書の作成、学校との調整、仕様書の確定を経て契約、施工となる。本事業にかかる工事も同様のプロセスにより進められる。本事業は、工事の実施時期の見直し等があったため、工事時期が学校行事と重ならないよう改めて学校と調整した。学校側には令和3年5月及び令和4年3月に前任の学校長に説明している。

(5) 区の他所管部の計画・方針との整合について

池尻小学校の校庭の芝生化は都の事業を活用し、実施したが、芝生の撤去に関し都からの補助金の返還は不要なことを確認している。世田谷区みどりの基本計画との整合については、平成21年3月に学校緑化推進計画を策定し、みどりの学校づくりを進め、世田谷区みどりの基本計画及び世田谷区みどりの行動計画と整合を図ってきた。全面芝生化は養生期間が必要なこと、メンテナンスや経費がかかることなど、学校から意見が寄せられたことを踏まえ、昨年度学校の校庭整備における基本的な考え方をとりまとめ、今後はダスト舗装と一部天然芝を基本とすることを定めた。全面芝生化の学校については、養生期間に代替の校庭を確保できない場合、トラック内のダスト舗装化を提案していく。本整備案で適用しているこの情報は、みどり政策所管部へも提供している。

(6) 校庭活用について

創業支援の実験などに近接する世田谷公園を利用するのは、都市公園法の規定により困難である。都市公園法第2条第2項で、都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる施設が規定されており、それ以外に設置できるものはイベントの仮設工作物などに限定され、その場合も公園管理者の許可が必要となる。そのため、本事業のための空間確保に旧校庭を活用できることはメリットと考える。また、外から様子を見て同敷地内で行っていることに興味を抱いてもらい、施設内にも入って興味を深めてもらえることもメリットと考えている。

(7) 建築基準法の用途制限への抵触について

具体的な事業の基本コンセプトとして次の4つの機能、「既存産業の活性化支援」として第二創業支援のための一般入居ブース整備、「起業・創業の支援」として起業創業者の交流連携を促す支援スペース、「産業と連携した学びの支援」として子どもたちが学びを得ることができる施設、「区民・事業者が開かれた場」として実証やコミュニティ形成の場などを想定している。建築基準法では複数の用途を併せ持つことは認められているため、第一種住居地域に規定されている本件施設に制限の範囲内で用途を設定する予定である。なお、用途変更に関連する工事は区が対応する。

(8) 区の都市整備方針及び景観法に基づく世田谷区風景づくり条例への抵触について

風景づくり計画における「まとまったみどり」は、公園等が対象で、池尻小学校校庭の芝生は該当しない。また、まとまったみどりの敷地境界から50mの範囲に掛かる敷地に池尻小学校は含まれているが、この基準は、世田谷区風景づくり条例に定める「建築行為等」について規定するものであり、芝生除去は該当せず基準及び法令に違反しないと所管部に確認しており、法に抵触しないと考えている。スポーツ施設整備方針については、学校施設は、地域コミュニティの核としての役割も担うことを踏まえ、地区スポーツ施設としての利用を図るとされており、児童のスポーツ活動及び遊び場も前提として示しているので方針との齟齬はない。世田谷ものづくり学校の跡地活用は、政策経営部による検討の中で周辺の立地状況やスポーツ施設の有無などを加味して総合的に検討し産業活性化事業への整備を決定している。

#### (9) 避難所機能の保持について

敷地境界部分に設置する9m程度の防球ネットの形状は、下部に設置予定の開口部の面積やプライバシー保護も含め学校等の意見を聞きつつ検討しており、開口部は小学校との一体活用が可能な可動式を想定し、説明会でも説明している。なお、フェンスの設置は区が主導して実施するが、現在設置の防災倉庫の移設・撤去はせず、フェンスが防災倉庫に接触しないよう測量の上調整していく。

## 第4 監査の結果

監査の結果、本件請求については、合議により次のように決定した。

### 1 判断

本件請求のうち、本事業に供する予定の土地について行う用途廃止の差止めを求める旨の請求、及び校庭整備（既存フェンス・植栽撤去、防球フェンス設置、校庭の土入替え）の工事費用（約5,200万円）を令和5年度予算として区議会に請求する行為の差止めを求める旨の請求は、いずれも地方自治法第242条第1項の要件を充足せず、不適法であるから、同法第242条第5項に定める監査を実施しないものとする。

請求人のその余の請求はいずれも理由がないと認める。

### 2 理由

#### (1) 監査対象事項が財務会計上の行為に該当するか否か

住民監査請求の制度は、地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とし、その対象とされる事項は、地方自治法第242条第1項に定める事項、すなわち公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担、公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実に限られ、これらの事項はいずれも財務会計上の行為又は事実としての性質を有するものである。したがって、請求人の請求が適法といえるためには、請求人が主張する違法又は不当な行為が財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為に当たるといえなければならない（最高裁昭和62年（行ツ）第

22号平成2年4月12日第一小法廷判決・民集44巻3号431頁)。

監査対象事項①、監査対象事項②及び監査対象事項⑤は、いずれも公金の支出又は契約の締結に該当し、当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される。なお、監査対象事項①のうち、池尻小学校及び世田谷ものづくり学校敷地確定に関する測量調査契約は、令和4年6月17日に既に契約(世田谷区立池尻小学校及び世田谷ものづくり学校測量調査委託契約)が締結されているが、今後当該契約に基づく支出行為が予定されるから、かかる支出行為が財務会計上の行為として差止めの対象となりうる。

また、監査対象事項③のうち、分筆登記手続のための公金の支出は、住民監査請求の対象となる公金の支出に該当し、令和5年度に本事業に供する敷地貸付のため分筆登記手続が予定されているから、当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される。

これに対し、監査対象事項③のうち、本事業に供する予定の土地について行う用途廃止は、区の所有に属する土地の一部を行政財産から普通財産に変更することを決定するものであるが、これは、区内部における公有財産の管理区分に関する措置又は判断にすぎず、校庭の土地としての財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為には当たらないと解するのが相当である。

また、監査対象事項④「校庭整備(既存フェンス・植栽撤去、防球フェンス設置、校庭の土入替え)の工事費用(約5,200万円)を令和5年度予算として区議会に請求する行為」は、区長の専権事項である予算調製であり、財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為に該当しないと解するのが相当である。

以上から、監査対象事項③のうち、本事業に供する予定の土地について行う用途廃止、及び監査対象事項④は住民監査請求の対象となる財務会計上の行為に該当しないから、本件請求のうち、これら行為の差止めを求める旨の請求は、不適法である。

## (2) 監査対象事項である財務会計上の行為の違法性・不当性

前項において財務会計上の行為に該当しないと認定した事項を除くその余の監査対象事項(以下「本件財務会計上の行為」という。)について、それが違法又は不当といえるかについて、以下に検討する。

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求における違法性・不当性は、原則として財務会計上の行為自体に固有のものでなければならず、たとえ財務会計上の行為に先行する原因行為に非財務会計法規上の違法・不当事由が存する場合であっても、当然にその違法性・不当性が承継されて後行の財務会計上の行為も違法・不当となると解するのは相当ではなく、例外的に原因行為に存する違法・不当事由の内容及び程度が予算執行の適正確保の見地から看過し得ないものであると認めるときに限って、その違法性・不当性を問うことができるものと解するのが相当である(最高裁平成4年12月15日第三小法廷判決・民集46巻9号2753頁参照)。

そうすると、本件請求において上記の違法性・不当性の有無を判断するに

際しては、本件財務会計上の行為自体に違法性・不当性が認められるか否か、又は本件財務会計上の行為につき、原因行為たる本事業に存する非財務会計法規上の違法・不当事由の内容及び程度が予算執行の適正確保の見地から看過し得ないものであると認められるか否かを検討すべきことになる。

そして、請求人は、措置請求理由として、いずれも本事業に係る非財務会計法規上の違法・不当事由を主張するものであるから、前記のとおり、本件財務会計上の行為につき、その原因行為たる本事業に存する違法・不当事由の内容及び程度が予算執行の適正確保の見地から看過し得ないものであると認められる場合に限り、本件財務会計上の行為の違法性・不当性が肯定されることになる。また、仮にその原因行為たる本事業が都市計画法、世田谷区風景づくり条例その他の非財務会計法規に照らしてその適法性について疑問があるとするれば、原則として、地方自治法第75条第1項所定の事務監査請求の中で主張すべきものであるから、原因行為たる本事業に存する違法・不当事由の内容及び程度が、区の財政に対して相当程度の損失を与える蓋然性の高いものであると認められない限りは、予算執行の適正確保の見地から看過し得ないものであるとは認められないというべきである。

そこで、請求人の主張する本事業に存する違法・不当事由について以下に検討する。

① 措置請求理由 E. : 建築基準法上の用途制限違反

請求人は、本事業の対象となる施設（校舎・体育館）が建築基準法上の用途制限に違反すると主張するが、本事業においては、当該敷地が属する第一種住居地域において認められた範囲内で必要な用途変更を行うことを前提としており、直ちに同法に違反するものであるとは認められない。

② 措置請求理由 G. : 区の定める都市整備方針や世田谷区風景づくり条例違反

請求人は、本事業について、区の定める都市整備方針や世田谷区風景づくり条例に違反し違法であると主張するが、都市計画法第18条の2第1項、世田谷区街づくり条例第8条第1項に基づき定められた世田谷区都市整備方針による「みどりの拠点」の定義は周辺の土地利用等に関しては何らの規制を与えるものではなく、また、世田谷区風景づくり条例第29条に規定する「建設行為等」の行為の実施もないと認められるから、本事業が区の定める都市整備方針や世田谷区風景づくり条例に違反するものであるとは認められない。

③ 措置請求理由 B. : 「小学校施設整備指針」、「校庭芝生化」、「みどり33」及び「スポーツ推進」等の他の区の施策との不整合

請求人は、本事業は、文部科学省「小学校施設整備指針」、「校庭芝生化」、「みどり33」及び「スポーツ推進」等の他の区の施策と不整合であると主張する。しかしながら、これら指針・施策は地方行財政の運営に関わる基本方針を定めたものであり、かかる指針・施策に適合するか否かは、地方公共団体における総合的かつ政策的見地から判断されるべき事項であって、かつ長の広範な裁量に委ねられているものというべきであり、長の判断が、長に与えられた広範な裁量を逸脱又は濫用するものと認められる場合に限り、

その違法性・不当性が肯定されると解され、請求人の主張に照らし、長の判断が、長に与えられた広範な裁量を逸脱又は濫用するものとは認められない。

#### ④ その他の措置請求理由

請求人のその他の措置請求理由については、本事業の妥当性に関わるものであるところ、前項に記載するとおり、本事業の採否は長の広範な裁量に委ねられており、長の判断が、長に与えられた広範な裁量を逸脱又は濫用するものと認められる場合に限り、その違法性・不当性が肯定されると解され、請求人の主張に照らし、長の判断が、長に与えられた広範な裁量を逸脱又は濫用するものとは認められない。

以上より、請求人の違法・不当事由の主張に照らして、本件財務会計上の行為につき、その原因行為たる本事業に存する違法・不当事由の内容及び程度が、予算執行の適正確保の見地から看過し得ないものであるとは認められない。

### 3 結論

以上より、本件請求のうち、本事業に供する予定の土地について行う用途廃止の差止めを求める旨の請求、及び校庭整備（既存フェンス・植栽撤去、防球フェンス設置、校庭の土入替え）の工事費用（約5,200万円）を令和5年度予算として区議会に請求する行為の差止めを求める旨の請求は、いずれも地方自治法第242条第1項の要件を充足するとは認められないため、不適法であり、その他の請求はいずれも理由がないと判断した。

### 4 意見

本事業は、平成16年に池尻中学校が廃校となった後より、長年にわたって区の産業活性化に貢献し、令和4年5月末日をもって閉館した世田谷ものづくり学校の後施設等を新たな産業活性化拠点として再整備するものであるが、本件請求からは、区と請求人等関係者との間に少なからず本事業に対する見方、考え方の相違があることが見てとれた。

本件請求に関する監査委員の判断は既に述べたとおりであるが、区は今後も地域住民等関係者に対し、主体的に十分な説明と対話に努めるとともに、世田谷区公文書管理条例の趣旨を踏まえて本事業に関する公文書の適正な管理を行い、区民に対する説明責任を果たされたい。

#### 添付

(別紙) 世田谷区職員措置請求書

(別紙) 事実証明書

【甲1】平成15年世田谷区議会企画総務常任委員会会議録第16号（1月12日－01号19頁部分）を印刷した書面

【甲2】平成15年世田谷区議会企画総務常任委員会会議録第19号（1月18日－01号14頁部分）を印刷した書面

【甲3】平成15年世田谷区議会区民生活常任委員会会議録第12号（1月18日－01号20頁部分）を印刷した書面

- 【甲 4】平成15年世田谷区議会文教常任委員会会議録第12号（12月18日－01号7頁部分）を印刷した書面
- 【甲 5】平成16年予算特別委員会会議録第3号（03月12日－03号86頁部分）を印刷した書面
- 【甲 6】平成16年予算特別委員会会議録第8号（03月24日－08号368頁部分）を印刷した書面
- 【甲 7】平成27年予算特別委員会会議録第6号（03月18日－06号238頁部分）を印刷した書面
- 【甲 8】令和3年世田谷区議会文教常任委員会会議録第1号（02月08日－01号22頁部分）を印刷した書面
- 【甲 9】令和三年第三回世田谷区教育委員会定例会速記録1頁及び24乃至26頁部分を印刷した書面
- 【甲 10】「世田谷ものづくり学校（東京都世田谷区）」と題する書面
- 【甲 11の1～11の4】池尻小学校創立40周年記念誌「いけじり」（8頁～9頁「わたしたちの町」、表紙、奥書）
- 【甲 12】世田谷デジタルミュージアム「池尻小学校・池尻中学校」を印刷した書面
- 【甲 13】旧池尻中学校跡地問題会議
- 【甲 14の1～14の3】校庭及び体育館の使用状況（令和元年6月）
- 【甲 15】旧若林中学校跡地活用方針（素案）
- 【甲 16】新たな産業施策に向けてのレポート
- 【甲 17の1～17の2】令和4年第1回定例会世田谷区議会会議録第1号（02月21日－01号14－15頁及び32頁部分）を印刷した書面
- 【甲 18】「区長へのメール」への変身画面を印刷した書面
- 【甲 19】【第2回】旧池尻中学校跡地活用に関する説明会・意見交換会の開催結果まとめ
- 【甲 20】〔世田谷区P a s s w o r d〕「議事録の送付と・・・」と題するメールを印刷した書面
- 【甲 21】旧池尻中学校跡地活用事業に関する要望書
- 【甲 22】世田谷区立池尻小学校ホームページを印刷した書面
- 【甲 23】平成22年度校庭芝生調査研究協力校の募集について
- 【甲 24】件名「芝生化工事の工程表の送付」と題するメールを印刷した書面
- 【甲 25】旧池尻中学校跡地における新たな施設の整備の方向性について
- 【甲 26】東京都緑化白書 特集 校庭芝生化の現状
- 【甲 27の1～27の4】池尻小学校校庭芝生化整備工事①、②、校長室だより、学校だより
- 【甲 28の1～28の2】世田谷区スポーツ施設整備方針の35頁部分及び10頁部分を印刷した書面
- 【甲 29】旧大名小学校跡地活用事業 公募要綱
- 【甲 30】旧那古野小学校施設活用事業提案 募集要項
- 【甲 31】旧池尻中学校跡地活用事業に関する基本協定書（案）



- 【甲 3 2】 世田谷区ホームページ中「公園にキッチンカー（移動販売車）が出店しています」を印刷した書面
- 【甲 3 3】 認定NPO法人プレーパーク世田谷のホームページを印刷した書面
- 【甲 3 4】 「世田谷公園フリーマーケット開催情報」と題するホームページを印刷した書面
- 【甲 3 5】 「せたがや環境フェスタ2022」と題するホームページを印刷した書面
- 【甲 3 6】 「せたがやガーデニングフェア2022」と題するホームページを印刷した書面
- 【甲 3 7】 令和4年第1回定例会世田谷区議会会議録第3号（02月24日ー03号124頁部分）を印刷した書面
- 【甲 3 8】 「WHAT IS IKE・SUNPARK?」と題するホームページを印刷した書面
- 【甲 3 9】 「うめきた外庭SQUAREについて」と題するホームページを印刷した書面
- 【甲 4 0】 「LIGARE」と題するホームページを印刷した書面
- 【甲 4 1】 旧池尻中校舎・校庭・体育館平面図
- 【甲 4 2】 「現況及び基本的な条件等」と題する書面
- 【甲 4 3】 旧池尻中学校跡地活用事業提案 募集要項
- 【甲 4 4】 世田谷区都市整備方針1
- 【甲 4 5】 世田谷区都市整備方針2
- 【甲 4 6】 世田谷ものづくり学校事業の検証と今後の方向性について
- 【甲 4 7】 時事ドットコムニュースを印刷した書面
- 【甲 4 8】 小学校施設整備指針
- 【甲 4 9】 「景観法に基づく風景づくり」と題する世田谷区のホームページを印刷した書面
- 【甲 5 0 の 1】 池尻小防災倉庫備蓄物品一覧
- 【甲 5 0 の 2】 池尻小学校防災倉庫配置図
- 【甲 5 1】 北沢小学校後利用方針
- 【甲 5 2】 校庭分割図面
- 【甲 5 3】 平安幼稚園ホームページを印刷した書面
- 【甲 5 4】 GoogleMAP（池尻小学校）を印刷した書面
- 【甲 5 5 の 1～5 5 の 2】 池尻小学校校庭の写真を印刷した書面
- 【甲 5 6】 旧羽田旭小学校敷地活用事業に係る整備・運営等事業者選定プロポーザル募集要項

なお、事実証明書の各標目については、添付は省略した。

# 世田谷区職員措置請求書



## 世田谷区長に関する措置請求の要旨

### 1. 請求の要旨

現在、区長が推進中の「旧池尻中学校跡地活用事業」(以下、「本事業」という。)に関連して実施予定の公金の支出、財産の管理・処分、契約の締結・履行のうち、下記(1)に列挙する行為の差止め(防止)を請求する。

#### (1) 差止め(防止)の対象行為

- ① 本事業に関する令和4年度予算のうち、池尻小学校校庭の分割のために必要な、測量・設計に係る部分(金額:約400万円)の執行
- ② 都市計画法第18条の2第1項、世田谷区街づくり条例第8条に基づき策定した都市整備方針及び景観法に基づく世田谷区風景づくり条例に違反して池尻小学校の西側校庭部分の芝生を剥がし、土のグラウトを整備する工事の執行(これに伴い工事業者と契約を締結・履行し、公金を支出する行為を含む)
- ③ 池尻小学校校庭のうち、本事業に供する予定の土地の用途変更に係る一切の手続き・行為(分割登記及びこれに伴う公金の支出を含む)
- ④ 校庭整備(既存フェンス・植栽撤去、防球フェンス設置、校庭の土入替え)の工事費用(約5,200万円)を令和5年度予算として区議会に請求する行為
- ⑤ 本事業の公募により選定する事業者と、現時点の募集要項に記載されている前提で、賃貸借契約書及び協定書を締結し、これを履行する行為(池尻小学校校庭をおよそ7:3に分割し、約3割の部分の土地を事業者に貸し付ける行為、及び、建築基準法別表第二(ほ)号及び同号が引用する(は)号に定める用途制限に抵触する形で、旧池尻中学校の校舎と体育館を事業者に貸し付ける行為に関する契約の締結・履行)

#### (2) 差止め(防止)の趣旨

区が上記1.(1)に列挙する行為を実施することは、「違法若しくは不当な公金の支出、財産の処分、契約の締結若しくは履行」(地方自治法第242条第1項)に該当するところ、これらが実行されてからでは事後的な回復が困難になり、区や事業者の側にも多額の費用・損害が発生することから、事業者が選定される前である現時点で、上記1.(1)に記載する各行為の差止め(防止)を求めるものである。なお、

本事業の公募は、すでに本年7月4日に開始されており、池尻小学校の校庭の分割割合やそれに関連する測量、芝生の撤去、グラウンドの整備計画等の内容、スケッチプランに必要な予算額や、選定された事業者と契約を締結する予定時期や協定書の内容等は、本事業の募集要項（甲43号証：旧池尻中学校跡地活用事業提案 募集要項）に具体的に記載されていることから、上記1. (1)に列挙する行為がなされることは、「相当の確実さをもって予測」（地方自治法第242条第1項）されて

(3)本事業に伴う上記1. (1)に列挙する行為が「違法若しくは不当」である理由の概要

A. 本事業は、現時点で小学校の校庭として活用中の土地の一部の分割・用途変更を行い、経済活性化目的で用いようとするものであるが、このような校庭分割・用途変更はわが国において前例がない極めて異例な財産の処分行為であること。

そうであるにも拘わらず、区自身が策定・公表している学校跡地活用に係る方針・手順にすら則らず、地域住民不在の少数の関係者間の懇談会で決定した基本方針を堅持したまま、地域住民の反対意見が根強い中で、小学校からの要望も十分に考慮せずに校庭分割・用途変更を行うことは、極めて不当であること。

B. 本事業が前提とする校庭分割・用途変更は、文部科学省「小学校施設整備指針」、「校庭芝生化」、「みどり33」及び「スポーツ推進」等の他の区の施策と不整合であり、それら施策の目的の達成が後退する又は困難になること。

C. 本事業の遂行・目的達成のために、旧中学校校庭の一体的活用の具体的必要性が無く、代替の方法での事業遂行が可能であるにも拘わらず、区が2,500㎡の校庭利用に拘泥しているのは不当であること。

D. 本件土地や近隣の現状に照らし、立地選定が不適切であること。

E. 本事業の対象施設(校舎・体育館)が、建築基準法上の用途制限に違反していること。

F. 本事業の用地が第一種住居地域とされていることに照らし、本事業は都市計画法の趣旨に反すること。

G. 池尻小学校校庭の芝生を撤去する行為が、区の都市整備方針、景観法8条4項2号に基づく風景づくり条例に違反し、違法であること。

H. 池尻小の避難所としての機能が低下すること、又はそのおそれがあること。

以上を総合的に勘案すれば、本事業をこのまま区が推進することは、著しく不当かつ違法であり、区長の裁量権の逸脱に相当する。

次項目以降、上記理由について具体的に詳述する。

(4)本事業に伴う上記1. (1)に列挙する行為が「違法若しくは不当」である具体的理由

A-1. 前例がない異例な計画であること。

全国で、現に小学校の施設として使用中の校庭を分割し、一部を用途変更の上、経済活性化目的で活用した事例は一つも存在しない。

前提として、平成16年3月31日に旧池尻中学校が閉校するに際して、旧池尻中学校校庭は、池尻小学校の校庭とすると世田谷区自身が決定し、その旨区議会に報告していた(甲1号証：平成15年11月世田谷区企画総務常任委員会議事録「隣接の池尻小学校へ広げる形」、甲2号証：平成15年12月世田谷区企画総務常任委員会議事録、甲3号証：平成15年12月世田谷区区民生活常任委員会議事録及び甲4号証：平成15年12月世田谷区文教常任委員会議事録「校庭は池尻小学校の校庭として位置づけ」、甲8号証：令和3年2月文教常任委員会議事録及び甲9号証：令和三年第三回世田谷区教育委員会定例会議事録「校庭部分を隣に接している池尻小学校の施設に編入する」)。

対外的にも、一般財団法人都市未来推進機構が、「校庭部分及び体育館は池尻小学校に統合、校舎部分は一般向けに有効活用されることとなった」(甲10号証：世田谷ものづくり学校(東京都世田谷区))と報告している。

このように、対内的にも対外的にも旧池尻中学校校庭は、平成16年に池尻小学校校庭に編入されることとなり、それ以降、池尻小学校の校庭(教育財産)として活用され続けている(甲9号証)。

加えて、歴史的には、昭和30年に池尻小学校が開校されてから、池尻中学校が廃校となるまでの約50年間、いわば小中一貫校のような形で校庭が共有・活用されており、原則として西側部分が小学校、東側部分が中学校というすみ分けが存在したものの、その間に境界線が引かれたことはなく、一方が未使用な時間帯には他方が校庭の全面を使用する形での共存共栄が図られてきた。

すなわち、池尻中学校が廃校となる前から、現在に至るまでの約67年間、池尻小学校としてはその校庭の全面を活用してきた事実関係が存在する。(甲11の1号証：池尻小学校創立40周年記念誌「いけじり」乃至甲12号証：世田谷デジタルミュージアム「池尻小学校・池尻中学校」)。

こうした歴史的経緯も含め、地域住民は区の担当者に説明を行い、陳情を続けてきているが、区は、東側校庭部分が現時点でも池尻小学校の校庭の一部であり、

小学校での教育や地域活動で極めて活発に利用されている歴然とした事実を軽視し、旧池尻中の「跡地」にすぎないかのように用途変更を行おうとしているものである。本事業により区としては「地域の多様なコミュニティを育み、新たなコミュニティを形成」しようとしているが、既存の広い校庭を活用し、池尻小のみならず近隣他校の児童・保護者を含む関係者や地域スポーツ団体が様々な活動を行うことすでに地域コミュニティが形成されており、校庭の分割によって、それらのコミュニティの前提となる活動に制約を加えることは本末転倒であり、極めて不当である。

現状の池尻小学校校庭の活発な利用状況については、本年1月28日に池尻小PT A・地域スポーツ団体の保護者が経済産業部との面談時に提出した資料(甲13号証：旧池尻中学校跡地問題会議)や、区が令和3年にサウンディング調査を実施した際の資料に詳述されている(甲14号証の1乃至同3：校庭及び体育館の使用状況(令和元年6月))。

A-2. 地域住民との対話のプロセスが、区自身が定める方針・手順に則っておらず、地域住民不在の場で決定された基本方針が堅持されていること

学校はスポーツ活動や災害時の避難所としての地域交流の拠点として活用されていることから、区自身の方針として、「学校跡地を活用する場合、まず地域住民と対話を行い、住民の意見も踏まえた上で活用方針を定めるべき」という策定手順がある(甲15号証：旧若林中学校跡地活用方針(素案) P1, 2)が、今回のケースはその策定手順に則っていない。旧若林中学校を始め、令和4年2月24日の世田谷区議会において経済産業部長が参考事例として挙げた北沢小学校の事例においても(甲37号証：令和4年3月定例会-02月24日-03号 P124)、使用されなくなる学校跡地の活用について地域住民との多数回にわたる意見交換会が開催されていたのに対し(甲51号証：北沢小学校後利用方針)、本事業については、方針決定後に地域住民に対して結果説明があったものの、事前の意見交換会が開催されたことはない。

具体的には、区の定める学校跡地活用の方針・手順に従うと、令和元年(2019年)12月23日に懇談会が開催されていることから、本来は、遅くとも同日までには世田谷ものづくり学校の今後の方向性を協議する際に地域住民も交えた対話を実施すべきであったところ、当時区は、自らが選定した有識者や民間事業者とのみ懇談会を行い、地域住民不在の場で「池尻中跡地校舎・校庭・体育館を一体性をもって地域に開かれた空間へ」とする方針の素案が決定されるに至った(甲16号証：新たな産業施策に向けてのレポート P16, P18。甲43号証：旧池尻中学校跡地活用事業提案 募集要項 P3)。

既に同懇談会開催前の令和元年11月11日には、経済産業部が本事業の方向性として、校庭・体育館を含む旧池尻中学校跡地を活用した施設運営の新たなコンセプトを策定する旨決定していることから(甲46号証：世田谷ものづくり学校事業の検証と今後の方向性について P4)、上記令和元年12月23日の懇談会において示された方向性は、実質的には経済産業部の誘導による可能性が高い。加えて、甲46号

証の「7. 今後のスケジュール（予定）」では、「令和元年12月～基本コンセプトの策定検討（区民、事業者、有識者などとの意見交換等）」と記載されているにも拘わらず、上述のとおり、令和元年12月開催の懇談会には区民（地域住民）が招かれることはなかった。

その後、令和2年3月の政策会議での審議を経て令和3年2月に、校舎のみならず、体育館や校庭を含めた一体的な活用に向けた「基本コンセプト」が区によって策定されたが（甲43号証：旧池尻中学校跡地活用事業提案 募集要項 P3）、そこに至るまでの過程で、小学校校庭を利用している地域住民の意見は全く聴取されることがなかった。

地域住民に対しては、令和3年2月に初めて、池尻小PTA本部・学校運営委員会メンバーに対する説明が区からなされたものの、当該時点においては「具体的なことはまだ何も決まっていない。」とのことで、具体的な説明は何らなされていなかった。その後同年6月及び令和4年6月に地域住民説明会が開催されるに至っているが、これらは住民の意見や要望が反映されていない区の方針の説明がほとんどであったことから、地域住民の十分な理解が得られず、根強い反対が続いている（後述）。

既述のとおり、そもそも池尻小学校の校庭は、現在もその全面が活発に利用されており、小学校の立場から見ると「跡地」には当たらないことから、地域住民との意見交換はより一層丁寧になされてしかるべきであったところ、これを旧中学校校庭の「跡地」として捉えたとしても、区自らが定める跡地活用の手順・方針に則った形での地域住民との対話がなされておらず、地域住民不在の少数の関係者間の協議で決定された「校舎・校庭・体育館を一体的に活用する」との基本方針が堅持されたまま本事業が推進され、校庭が分割・用途変更されることは極めて不当である。

A-3. 区長や区の担当者自身の発言に沿った対応が行われておらず、地域住民の意見が適切に関係者に開示されていないこと

また、本年2月17日には、当時の池尻小PTA会長が「区長へのメール」にて、区長に対し、区長との直接対話の機会を求め、その後2月21日の定例会で自民党区議会議員からの質問に関連して、区長は「池尻小学校の地域の保護者の皆さんからの御意見があることも認識をしております。」「地域の保護者の皆さんからの要望があるというような話について、率直にその要望にも耳を傾け、話し合うということについて、やぶさかではない。」との答弁を行い（甲17号証：令和4年3月定例会議事録-02月21日-01号 P14～15、P21）、その後も地域住民が区議会議員経由で直接対話を求めているにも拘わらず、現時点に至るまで区長は地域住民との直接の対話を

行っていない(甲18号証：令和4年2月17日「区長へのメール」に対する、3月3日付返信)。

また令和4年5月16日に、経済産業部から6月1-2日に開催予定の第2回住民説明会の案内が初めて池尻小PTAになされた際に、周知期間が短いことを根拠に、PTAから日程の延期の検討を要請したところ、経済産業部からは、第2回住民説明会の後に第3回の住民説明会の開催も検討している旨の返答があったが、結局第3回住民説明会は開催されないまま、7月4日の公募開始が決定された。

第2回住民説明会では、参加した地域住民から多数の反対意見が寄せられており、その点は議事録(甲19号証：【第2回】旧池尻中学校跡地活用に関する説明会・意見交換会の開催結果まとめ)を読めば明らかである。本議事録は遅くとも6月13日には草稿が完成しているが(甲20号証：6月13日17時12分付 世田谷区経済産業部からPTA会長宛て電子メール)、同月16日に開催された区民生活常任委員会では区議に報告がされていない。地域住民の意見を重視する意図があれば、16日の委員会に先立って公募開始を決定することはせず、まずは反対意見が多数寄せられている住民説明会の結果を委員会の場で報告すべきとも思われるが、そのような対応はとられていない。

また、第2回住民説明会で、住民からの「普段スポーツで校庭を利用している立場から申し上げると、修正分割案をスポーツ団体に聞いてみたが、芝生のサッカーをやるスペースと野球をやる部分のバッファが足りないだろうと。どれくらいあればよいかについては、机上の数字で7:3であればよいららうという数字ありきの話ではなく、現地を見ながら対話を行うのが、建設的な話ができると思う。」との意見に対して、区からは「現地を見ながらバッファを検討すべきというご意見はおっしゃる通りだと思います。具体的な調整は、個別にさせていただければと思います。」という返答がなされていたにも拘わらず(甲19号証：【第2回】旧池尻中学校跡地活用に関する説明会・意見交換会の開催結果まとめ 6月2日分の23番の質疑応答)、現地を見ながらのバッファを検討するための調整がなされないまま、6月16日の区民生活常任委員会で、7:3の分割案を前提とする募集要項が報告され、7月4日には公募が開始された(甲43号証：旧池尻中学校跡地活用事業提案 募集要項)。

なお、その後、6月28日付の池尻小PTA会長からの要望を受けて、世田谷区経済産業部は、現地を見ながらのバッファの検討をするための集まりを7月30日に開催した。それまで、区の提示したバッファに異議を述べていなかったスポーツ団体は一つだけであったが、令和4年7月30日に複数団体の関係者が集まり現地確認を行った結果、当該異議を述べていなかった唯一のスポーツ団体監督でさえ、二つの団体が同時に使用することが危険であるとの認識を示した。

以上のとおり、区長又は区職員の発言内容に沿った対応がなされず、地域住民の

意見が軽視され、区が考える既定路線ありきのスタンスで、関係者に必要な情報が開示されないまま、本事業の公募が開始されたことは、極めて不当である。

A-4. 現状の校庭分割案に対する地域住民の反対意見が根強いにも拘わらず、本事業を強行しようとしていること。

① 区の当初分割案（6：4）に対する小学校保護者の反応

令和3年12月に池尻小PTAが保護者向けに実施したアンケートでは、約7割を占める194世帯の保護者が回答し、そのうち9割以上が本事業に反対であった（甲13号証：旧池尻中学校跡地問題会議 P2の円グラフ）。

② 区の修正分割案（7：3）に対するスポーツ団体・小学校保護者の反応等

その後、2022年5月に、校庭の分割割合を当初案の6:4（6割が小学校、4割が本事業）から7:3に修正する分割案が区から提示された（甲52号証：校庭分割図面）。

池尻小学校PTAからは、具体的使用方法を教えていただければ、校庭全体を共同で使用したり、分割割合についても前向きに検討するとの提案を行っていたにもかかわらず、校庭の3割である2500平方メートルを使用する具体的な必要性については説明が無く、具体例として挙げられた事業（イ・サパーク）や実証事業案についても、全て例示であるとして具体的な活用案については不明なままである。そのため、校庭を分割することの有益性が明らかにされないまま、児童の健全育成に不可欠な校庭の分割が強要されることとなっている状況である。

また、この修正分割案は、従来通りに二つの団体が同時に活動できるようにしたとの経済産業部の説明であったが、これに対する地域住民の見解としては、校庭で活動する5つのスポーツ団体及びPTAのうち、1スポーツ団体の監督のみが区の提示するバッファーに同意していたが、現地確認の結果、現状のバッファーでは隣で活動する団体との接触可能性が高く、危険であるとの認識が示されたことは、前述の通りである。

また、残る団体のうち、3スポーツ団体及びPTAは、2団体が同時にスポーツや遊びの活動をするには危険、又は活動内容に著しく制約が生じるという理由から、同意をしていない（1つのスポーツ団体は、意見表明をしていない）。現状の各団体の反応をまとめると下表のとおりである。

団体の名称（活動内容）	修正分割案（7:3）に対する意見
FC池尻（サッカー）	同意。但し、現バッファーでは危険。
池尻Jrソフトテニス（テニス）	反対
三宿サッカー少年団（サッカー）	反対
三宿こどもアスリートクラブ（スポーツ鬼ごっこ）	意見表明せず
世田谷SKバックス（野球）	反対
池尻小学校PTA	反対



なお、令和4年7月30日の現地確認の際には、高校生がテニス大会でプレー中に壁に衝突した事件で、コートが国際テニス連盟規則など外形的には満たしているが、ボールを追いかける生徒が壁と衝突しうることは予見可能だったことから東京都に420万円の損害賠償の支払いを命じた東京地裁判決(甲47号証：時事ドットコムニュース)の概要もスポーツ団体関係者から説明し、安全性について再考するよう求めたが、経済産業部の担当者は考慮する意向を示さず、万が一事故が発生した場合には、(当事者が)保険で対応することになるとされる旨の見解のみが示された。

本年2月24日の区議会定例会で、みどり33推進担当部長からは、飛球に対する安全対策に関して、高さ9メートルの防球フェンスがある世田谷公園においても打球が場外に飛び出すことがあることや、球場を2面で使用している場合の利用者同士の安全対策が課題となっている旨の答弁がなされているが(甲37号証：令和4年3月定例会-02月24日-03号 P124)、経済産業部では、このような課題認識がなされていない模様である。

さらに、区の公募開始決定を受けて、池尻小PTAが6月下旬に緊急に実施したアンケートにおいても、この修正分割案に賛同する保護者は回答者(205件。池尻小に児童が通う274世帯中の約75%)の1割弱にすぎず、残りの9割が反対(約3割が校庭の分割自体に全面反対、6割が9:1程度の分割割合(スポーツ団体や学校/PTAの活動に事実上の支障が生じない程度の割合)に修正されるのであれば賛同)という結果であった。

このアンケート結果を踏まえ、6月28日付で、池尻小PTA会長が区長に対して、校庭分割面積の見直し等を求める「要望書」を提出したが、分割面積は変更されないまま、7月4日に公募が開始された(甲21号証：令和4年6月池尻小PTAから区長への旧池尻中学校跡地活用事業に関する要望書。アンケート結果はP2の円グラフ)。

### ③ 広い校庭と芝生を失うことに対する地域住民の反対

池尻小学校のホームページでは、トップページに芝生の写真と「世田谷区内の小学校で一番広い敷地面積と一番広い校庭が自慢の学校です。」との記載があり、広い校庭と芝生は池尻小の児童にとって重要なアイデンティティともなっている(甲22号証：池小ホームページ)。

池尻小学校の芝生は、「遊び場開放」として地域にも開放されているところ、公園の芝生とは異なり、ペットによる汚染や、たばこやごみの投げ捨て等による汚染の心配もなく、動物等アレルギーのある子どもたちも安心してのびのびと遊ぶことが可能な、他には無い貴重な地域の財産となっている。

また、池尻小学校校庭では、近隣小学校PTAとの共同のマラソン大会、学校に泊まろう会(花火大会、キャンプファイヤー)、青空給食、校庭の地域開放といった特色ある活動が行われている。これらの活動は、芝生があること及び広い校庭のスケルニットが活かされてこそ行い得るものである。

しかしながら、本事業が遂行されれば、上記特色ある活動も廃止せざるを得ない。

加えて、芝生は、池尻小児童にとって、転倒時の怪我の心配も少なく、のびのびと安心して運動に取り組めるだけでなく、夏場の校庭の表面温度を押さえ、乾燥時に埃が立ちにくくし、水捌けがよく雨上がりでも校庭が使える、といった利点をもたらすもので、身近に緑化空間があることで心理的な安らぎをももたらすものでもある。

以上より、本事業は、芝生、広い校庭を活かした特色ある活動によって生まれる池尻小児童のアイデンティティを失わせるというだけでなく、子ども達の健康・心身の発達に悪影響を与えることは明らかである。

本事業は、池尻小の児童からしてみれば、その広い校庭の3割と芝生の3分の2がいきなり区に取り上げられるようなものであり、そうした事情もあり、保護者の多くが校庭分割案に根強く反対しているものである。

本事業で最も不利益を受ける当事者の声を考慮することなく、7:3の修正分割案のまま本事業を強行することは極めて不当である。

A-5. 小学校からの要望を十分に考慮せず、かつ教育上悪影響のあるスケジュールで本事業を強行しようとしていること。

世田谷区は、本年5月6日に、小学校校庭を7:3に分割する案を学校長に提示した。この際、学校長からは、教育活動維持、子どもたちへの配慮の観点から、境界を設置する場合は、その境界に目隠しシートを設置するなどして池尻小児童のプライバシーに配慮すること、および、同校がその広い校庭を活用して伝統的に行ってきた学校行事等が継続できるよう、境界壁の上下部に可動式の扉を設置することを要望した。

これに対して、世田谷区は、境界のフェンスについてはセキュリティやプライバシー保護を考慮したものとするを募集要項で規定しているが、可動式の扉については、「安全性や費用面を考慮しながら、イベント実施時などの際に、池尻小学校校庭との一体活用が可能な可動式フェンスを検討する」と規定するにとどまり、可動式フェンスの設置は公募の確定的な条件とはされていない(甲43号証: 旧池尻中学校跡地活用事業提案 募集要項 P11 「③整備工事にあたっての留意点」)。このままでは、費用がかかる等の理由で、事業者が可動式フェンスを設置しない提案を行ったとしても、当該事業者が選定される可能性がある。

また、6月20日には、世田谷区は学校長に対して、7月の公募開始を説明するととも

に、本年11月又は12月に芝生を剥がし、グラウンドを整備する工事を開始することを申し入れている。しかしながら、すでに令和4年度の学校行事は、令和5年3月末のものまですべて決定・公表されており、区が、年度途中で区立小学校の学校行事の変更を迫るとするのは極めて異例かつ不当である。区の本申し入れには学校長や他の教職員に非常な驚きを以て受け止められ、学校長から区に対して、教育上の悪影響が大きいことから、芝生を剥がす工事を本年度中に実施するのは見直してほしいと要望がされたとのことであるが、現時点でこれに対する区の回答はない。

B. 本事業が前提とする校庭分割・用途変更は、文部科学省「小学校施設整備指針」、「校庭芝生化」、「みどり33」及び「スポーツ推進」等の区の他の施策と不整合であること

#### ① 校庭芝生化事業との不整合性

そもそも池尻小学校の校庭の芝生化は、東京都教育委員会・環境局が積極的に推進していた「校庭芝生化事業」の一環として、子どもの体力向上、環境教育、情操教育の充実等を目的とし、世田谷区教育委員会による募集・働きかけ、支援のもと、平成24年に実施された(池尻小の校庭芝生化費用:約3,700万円)(甲23号証:21世教施第518号 平成22年2月17日付「平成22年度校庭芝生調査研究協力校の募集について。甲24号証:平成24(2012)年4月16日付世田谷区教育委員会事務局施設調整担当から池尻小学校に対する電子メール。甲26号証:平成25年度版 東京都緑化白書 特集 校庭芝生化の現状 P24)。

その後、平成27年3月の区議会特別予算委員会においても、みどり政策課長から、区における公共施設の緑化の推進方針が示され、池尻小学校や赤堤小学校などの校庭芝生化により、みどりの学校づくりを推進している旨の説明がなされている(甲7号証:平成27年3月世田谷区予算特別委員会議事録—03月18日—06号)。

文部科学省「小学校施設整備指針」(甲48号証)においても、同指針「第6章屋外計画 第3屋外教育環境施設 1共通事項(2)(P67)」にて「児童数、利用状況等を考慮して必要な面積その他の規模を確保し、適切な設備の種類、数等を計画することが重要である」と規定されていることから、池尻小学校校庭の芝生についても、児童数のみならず、その利用状況も考慮の上で、必要な面積その他の規模を確保し、今後の取扱いを決定することが重要である。現在、池尻小学校の校区内では、大規模都営住宅の建築や民間のマンション建設も予定・進行しており、これにより児童数が増加することが見込まれることも考え合わせると、校庭の面積を減少させる行為は不合理である。「第6章屋外計画 第4緑地 1共通事項(4)(P68)」では「明るい雰囲気を作り出し、学校への愛着や思い出につながり、地域住民が誇りや愛着をもつことのできるよう計画することが望ましい」と規定されているところ、池尻小学校の芝生は、学校及び児童にとって愛着と誇りの対象となっていることから(後述)、できる限り維持することが望ましいと考える。さらに、「第6章屋外計画 第4緑地 4芝生(P69)」においては、「(1)芝生のもつ

効用を、…効果的に活用することも有効である。」と規定され、また、「(3)樹木等と併用する場合は、芝に日照障害を生じることのないよう留意して計画することが重要」とされているように、芝生の維持管理を植栽より優先して考慮すべきとの方針が示されている。

このように、文部科学省及び東京都は、芝生が小学校児童に与える有益性を重視して高額のコストを掛けてでも天然芝の普及を推進しているところ、池尻小学校における芝生敷設は、大きな関心と喜びをもって迎えられ(甲27の1乃至甲27の4:平成24年 池尻小学校校庭芝生化整備工事①, ②, 校長室だより, 学校だより)、池尻小児童の愛着・誇りの対象であり、アイデンティティを形成する存在となっている。

本事業では、上述の教育委員会、区(みどり政策)及び文部科学省の方針・指針に反して小学校校庭の芝生の約3分の2を剥がすものであるが、令和4年6月2日の住民説明会においては、緑を減少させる行為について、他部署からの反対意見・異論はなかったのかとの質問に対し、異論はあった旨の回答がなされており、区の方針に整合しないことを区は自認している。なお、住民説明会議事録(甲19号証:【第2回】旧池尻中学校跡地活用に関する説明会・意見交換会の開催結果まとめ)6月1日分38番の質疑応答においては「(緑地化)担当部署からも意見はいただいています。」、同月2日分15番では「区議会からはみどりを守れというご意見をいただいている」との回答がなされた旨の記載があるが、みどり担当部署、区議会からの反対があった旨の回答がなされたと記憶している。

さらに、東側の校庭には事業者が新たに芝生を敷設させることが計画されている(小学校校庭の芝生を剥がし、土のグラウトを整備する費用:約6,000万円)が、10年前に区の働きかけ・支援により設置したばかりの芝生の大半を子どもたちから取り上げ、小学校とは新たな境界壁で仕切られることになる東側校庭部分に新たな芝生を敷設することは、無計画かつ税金の無駄遣いに他ならず、子どもの心身に及ぼす悪影響が懸念される(甲25号証:旧池尻中学校跡地における新たな施設の整備の方向性について P9)。区が本事業で目指している主な機能の一つに、STEAM教育やSDGs等の問題解決の学習等、若い世代の学びの支援が掲げられているが(甲25号証P5)、既存の緑を維持・活用しようとしなかった計画は、SDGsのコンセプトにも不整合である。

なお、本事業の募集要項では、運営事業者が行う校庭の整備内容として、「令和5年度:事業用途に合わせたグラウト整備工事(芝敷設工事など)」と記載されているのみであるから、西側部分の校庭から撤去する芝生(約1,300~1,400平方メートル)と同面積の芝生が、運営事業者によって東側に敷設される保証はなく、運営事業者の事業用途次第である(甲43号証:旧池尻中学校跡地活用事業提案 募集要項 P11)。

## ② スポーツ振興に係る区の施策との不整合性

「区民一人当りのスポーツ施設面」という観点でみると、世田谷区はスポーツ施設1面あたりの人口は周辺他市区との比較で、特にグラウンド、体育館は約2倍となっており最悪の状態である。

(3) スポーツ施設の1面(施設)あたりの人口 (単位:人/面(プールは施設))

	グラウンド	体育館	プール	テニスコート
世田谷区	36,652	219,914	146,609	23,148
22区	19,349	87,174	104,830	23,594
近隣7区市	17,094	93,308	124,411	19,994
人口40万人以上の8区	16,571	107,528	166,855	23,152

(甲28の1号証:世田谷区スポーツ施設整備方針 P35)

「世田谷区スポーツ施設整備方針」P10(甲28の2号証)では、基本方針として「(中略)学校施設は第一に教育施設であるが、同時に地域コミュニティの核としての役割も担っていることを踏まえ、地域スポーツ施設としての利用を図っていく。また、統合等による跡地においても引き続きその役割の維持・保全を図る。スポーツをテーマとした交流を支援することで、地域の発展に寄与する。」とされ、〈取組みの方向性〉としても、「学校の開放施設として使用されていたスポーツ施設は、学校の適正配置等に伴う建物用途変更後も、地域ニーズや活用状況等を踏まえて引き続きスポーツの場として活用を図る。」こととされている。

池尻地域は、多摩川周辺や成城地区と異なり、周辺に河川敷グラウンドや大規模テニスコートなどが存在しない地域であり、スポーツ施設が不足している。この地域性を加味すれば、現状の高い地域ニーズや活用状況にも拘わらず、旧池尻中跡地校庭をスポーツ施設として活用しない計画は、スポーツ推進に係る区の施策と不整合である。

なお、上記甲28の1号証の表は、平成27年5月1日時点(人口87.9万人)のものであるが、現在の世田谷区の人口は約91.7万人であることから、より一層、スポーツ施設の不足が深刻となっている。

このスポーツ施設不足は、児童にとってはさらに深刻である。というのも、児童が日常的にスポーツを行える場所は、徒歩あるいは自転車での移動が可能な狭い範囲であり、自らより良い活動場所を求めて長距離移動をすることができないからである。

世田谷区教育委員会は、校庭の分割・用途変更やそれを理由とする芝生の撤去について、文部科学省に相談、報告を行っていないのみならず、本事業の立案にあたって、池尻小学校周辺にて児童の徒歩圏内で球技が出来る場所の調査を行っていないことを明らかにしており、このように、区の他の施策と整合しない形で本事業を推進することは、経済産業部の意向を過度に重視しており、結果として他の施策が後退・困難になる点で不当である。

C. 本事業の目的達成のために、校庭の一体的活用の具体的必要性がないこと。

本事業の主たる目的は、基本協定書案(甲31号証: 基本協定書(案))にも記載されているように、区内の既存産業の再活性化、区内産業のイノベーションの創出・加速、地域経済の持続的発展であるが、以下のとおり、当該目的の達成のために、校庭を一体的に活用する具体的必要性はない。

① 他地域の成功している産業活性化拠点では校庭の活用がされていないこと

本事業のコンセプトの策定時に区が作成している「新たな産業施策に向けてのレポート」(甲16号証P16-24)において、産業活性化拠点の注目事例として例示している、福岡FGNおよび那古野キャンパスは、いずれも廃校活用事例であるが、校庭・グラウンドは校舎と一体的な活用はなされており、むしろ従来の地域活動を最大限尊重した形で事業者公募・事業運営が行われている(甲29号証:福岡市ホームページ「旧大名小学校跡地活用事業公募要綱」 P2, P11。甲30号証:名古屋市ホームページ「旧那古野小学校施設活用事業提案 募集要項」P1, P10, P20-21)

② 本事業で校庭を活用して行おうとしている活動は、近接地で実施済み・可能であること。

区が、本事業における校庭の活用案として例示している、チャレンジショップ、キッチンカー等の試みは、本事業用地の南側に隣接する世田谷公園で実施済み・可能であり、介護ロボット・公園遊具実証実験や段ボールイベント等のイベントも同様である。

(甲32号証:世田谷区ホームページ「公園にキッチンカー(移動販売車)が出店しています」、甲33号証: プレパーク世田谷 ホームページ, 甲34号証: 世田谷公園フリーマーケット開催情報, 甲35号証: せたがや環境フェスタ2022, 甲36号証: せたがやガーデニングフェア2022)

さらに、本年2月24日の定例会の答弁で、みどり33推進担当部長より、世田谷公園は、Park-PFIや公園施設設置管理許可制度を活用した飲食や物販店等の候補地として掲げられている(甲37号証: 令和4年3月定例会-02月24日-03号 P124)。

上記のとおり、本事業の主目的である経済活性化やコミュニティ創出等のため、校庭を活用する具体的必要性はなく、隣接する世田谷公園等を活用することで足りると考える。むしろ、チャレンジショップ等の創業支援の観点では、既存のキッチンカー等が存在する世田谷公園で実施する方が、マーケティングや競争力育成のためには重要である。

③ 施設への人の流れを作る役割として、2,500㎡の校庭面積は不要であること

本事業において校庭は、体育館とともに、施設全体の「顔」として、校舎への人の流れを作る役割を担うことが求められている(甲43号証: 旧池尻中学校跡地活用事業提案 募集要項 P4 「(1)基本的な考え方」)。

確かに旧ものづくり学校では、道路に面する正門が二つ存在し、かつ、それぞれの正門から校舎の入り口に至るまでの導線が直線ではなかったため、正門からは、校舎の入り口が見えず、入りづらい雰囲気もあった。しかしながら、既存の正門は、真ん中に使用されていないトイルが放置されているために中間部分で分断されており、これが入り口を分かりづらくしている大きな理由である。

そのため、放置されているトイルを撤去する等の改築をするるとともに、校舎に至る導線における植栽を撤去し、校庭の東端の一部を整備すれば、新たな正門からは校舎の入り口の全体を見渡すことができ、結果として人の流れを作る役割を持たせることは十分に可能であると考え(甲21号証：旧池尻中学校跡地活用事業に関する要望書の図面。甲41号証：旧池尻中校舎・校庭・体育館平面図)。

以上①～③より、本事業の遂行にあたって校庭の一体的活用の具体的必要性はなく、代替の方法での事業遂行が十分に可能であるにも拘わらず、区が2,500㎡の校庭利用に拘泥している点は不当である。

なお、本事業の基本協定書案の第8条では、入居事業者の取り決めとして、区内創業計画を有していることや区内事業者との連携・交流等の条件や義務が規定されているが、校庭の利用は義務付けられておらず、校庭の利用計画の有無すらも問われていない(甲31号証：基本協定書(案))。よって、本事業を開始はしたものの、結局のところ入居事業者には校庭を活用されない可能性も相応に存在する。

#### D. 本件土地や近隣の現状に照らし、立地選定が不適切であること

区は、本事業における校庭活用イメージとして、イ・サンパーク(池袋)、ボーナストラック(下北沢)、うめきた外庭SQUARE(大阪)でのチャレンジショップや実証実験等を例示している。(甲25号証：旧池尻中学校跡地における新たな施設の整備の方向性について P13-14)。

このうち、イ・サンパークは旧造幣局の東京支局の閉鎖後に、地域住民が中心となって約10万人の署名活動を行い、住民の要望を受けて、豊島区が防災公園として整備することを決定したものである。また、ボーナストラックおよびうめきた外庭SQUAREは、鉄道の線路や貨物駅の跡地を活用したものである。

(甲38号証：WHAT IS IKE SUNPARK。甲39号証：うめきた外庭SQUARE。甲40号証：LIGARE【BONUS TRACK】線路跡地にできた下北沢の“ポップ”と“歴史”を融合した新しい商店街)。

これらは跡地活用の好事例であるが、いずれも、すでに役割を終えた土地を新たな目的で活用したものであって、池尻小校庭のように、現に活用されている土地を途中で用途変更したものではない。

また、既述のとおり、池尻小と道路を隔てて南に隣接する世田谷公園では、フリーマーケット等のイベントやキッチンカーによる販売も盛んに行われており、すでに多様な区民が集う場所として十分に機能していることから、むしろ世田谷公園を各種活動の場として活用する方がより効果的な可能性があり、かつ、校庭整備に伴う各種費用もセーブできるメリットもある。

請求者は、区が本事業により行おうとしているチャレンジショップや実証実験等それ自体を否定するものではないが、その立地の選定方法として、現に小学校の校庭として活用されている土地の一部をあえて分割するのではなく、すでに役割を終えた別の土地や近隣の有力な候補地から検討するのが合理的であると考える。

以上より、校庭の立地や周辺状況を十分に検討せず、「校庭活用ありき」の姿勢を堅持して、校庭の一部を分割して本事業を遂行することは不当である。

#### E. 本事業の対象施設（校舎・体育館）が建築基準法の用途制限に違反すること

現状、本事業の対象施設の建築基準法上の用途は、「校舎棟・体育館棟・校庭：08990 その他（ものづくり学校）」となっているところ、本事業の遂行にあたり、校舎棟のうち事務所として活用する部分については床面積3,000㎡を限度に事務所用途に変更する予定とのことである。

（甲42号証：世田谷区ホームページ「旧池尻中学校跡地活用事業についてサウンディング型市場調査を実施しました。『現況及び基本的な条件等』」、甲43号証：旧池尻中学校跡地活用事業提案 募集要項 P10）。

しかしながら、本事業では、同一の敷地内に存在する校舎棟(3,481.67㎡)と体育館棟(2,768.5㎡)を一体的に活用するものであるから、校舎棟のみならず、体育館棟も、事務所として活用する部分については事務所用途に変更すべきであるが、そのような用途変更が計画されていない点で違法である。更に、本事業では、飲食店やチャレンジショップを本施設内に誘致する計画があるとのことであるから、それらの店舗として使用する部分については、店舗としての用途変更も実施すべきである。

なお、仮に事務所や店舗への用途変更が計画された場合であっても、本施設の所在地域は第一種住居地域であり、本施設を複合用途の建築物とする場合には、事務所用途での床面積は3,000㎡以下、店舗用途での床面積は500㎡以下の制限が課されることから（建築基準法 別表第二（ほ）（は）号）、校舎棟と体育館棟の合計床面積が6,250.170㎡であることを考慮すると、これらの用途制限を踏まえた公募



条件を具体的に設定しない限り、建築基準法違反となる恐れが極めて高い。

F. 本事業の用地が第一種住居地域とされていることに照らし、本事業は都市計画法の趣旨に反すること

上述のとおり、現状、本事業の対象施設の用途は、「校舎棟・体育館棟・校庭：08990 その他(ものづくり学校)」となっているが、本事業の遂行にあたり、校舎棟の一部を事務用途に変更するとのことである。そもそも旧池尻中跡地は「第一種住居地域」に位置しているが、同地域で、建設基準法上の用途制限の対象外となる校庭の一部までも活用し、創業支援等の事業を行い、多数の来場者が集まる施設を運営することは、都市計画法の趣旨に反し、極めて不当である。

G. 池尻小学校の芝生を撤去する行為が世田谷区都市整備方針及び風景づくり条例に違反し違法であること

世田谷区は、都市計画法18条の2第1項、世田谷区街づくり条例8条1項に基づき都市整備方針を定め(甲44号証：世田谷区都市整備方針1及び甲45号証：世田谷区都市整備方針2)、同方針において、世田谷公園一帯を「みどりの拠点」と指定している(甲45号証p19, p22)。

また、世田谷区は、景観法8条2項1号の「景観計画区域」は世田谷区全域とし、第一種住居地域に所在する池尻小学校周辺は「一般地域(住宅共存ゾーン)」としている(甲49号証：景観法に基づく風景づくり P4-2, 4-3)。住宅共存ゾーンにおいては、「敷地内や敷地周辺に…残すべき自然などがある場合は、これを活かした配置とする。」との基準がある(甲49号証P4-11)。

また、世田谷公園は、「まとまったみどり」の対象であることから、「まとまった緑基準」によれば、同公園敷地境界から50メートル以内にある池尻小学校校庭の芝生も、「まとまった緑」として保存されるべきである(甲49号証P4-26, 4-27)。

したがって、池尻小校庭西側部分の芝生の約1,300～1,400平方メートルを剥がすことは、これら基準に反し、違法である。なお、本事業に伴い、西側部分に約170平方メートルの芝生を敷設し、東側部分には運営事業者の事業用途に合わせた芝生敷設計画があるが、具体的な敷設面積は事業用途次第であり、失われる芝生と同面積の芝生が新たに敷設される保証がないことは既述のとおりである。

H. 池尻小の避難所としての機能が低下すること、又はそのおそれがあること

旧池尻中校舎・校庭・体育館平面図 (甲41号証) 及び旧池尻中学校跡地活用事業提案 募集要項 (甲43号証) のP8に記載されている校庭の図面によると、校庭の貸付対象と貸付対象外の境界に、防球ネットが設置予定であることが記載されてい

るが、防球ネットを示す緑色点線が、校庭の防災倉庫の中央部分を通過する形で引かれていることから、防災倉庫が取り壊されるように思われる。

しかしながら、防災倉庫には、医療救護所用テント、応急給水機材、マンホール用テント、発電機、救助資機材セット、カセットボンバ等、災害時の避難所運営に不可欠の資機材が収納されているところ(甲50の1号証:池尻小防災倉庫備蓄物品一覧。甲50の2号証:池尻小学校防災倉庫配置図)、池尻小の避難所としての機能は、災害時に倉庫内の資機材を池尻小校舎・校庭・体育館・第二体育館に適時・適切に配置し、これらを有効に活用して初めて発揮されることから、仮に本事業の実施に伴って同倉庫を取り壊すということであれば、これらの資機材を収納する新たな倉庫が近接地に設置されない限り、避難所としての機能が大きく損なわれてしまう。仮に同倉庫を取り壊す予定がない場合であっても、募集要項中の校庭図面における防球ネットの設置位置は修正されるべきであるし、防球ネット設置工事期間中に災害が発生したような場合にも、同倉庫が問題なく機能するような工事計画が立案され、関係者の理解を得るべきである。

しかしながら、現時点に至るまで、本事業に伴う防災倉庫の取扱いについて、避難所運営の責任者(町内会会長等)に対して区から何らの事前の説明がないまま、防災倉庫が取り壊されることが前提と思われる校庭分割図面が記載された本事業の公募が決定・実施されていることは極めて不当である。

(5) 本事業を遂行する結果、区に生じている、またはその可能性のある損害

① 金銭的損害

既述のとおり、上記1.(1)に列挙する行為は不当・違法であり、このままの内容で本事業を遂行すべきではないことから、本事業にて現在区が計画している以下の中学校校庭整備関連費用(合計約5,600万円)並びに、池尻小学校の校庭の芝生を剥がし、土のグラウンドを整備する費用(本年3月12日に区教育委員会の教育施設担当副参事が請求者に対して行った説明によれば約6,000万円)、および2012年度に池尻小学校の校庭芝生化を実施した際に支出した費用(約3,700万円)の合計約1億5,300万円が区に発生する損失・損害の最低額となる。

令和4年度:中学校校庭測量・設計費用(約400万円)

令和5年度:中学校校庭整備(既存フェンス・植栽撤去、防球フェンス設置、校庭の土入替え)費用(約5,200万円)

これに加えて、上記1.(1)に列挙する行為の不当性・違法性が確定し、計画変更を迫られた場合、それがいつになるか次第で金額は変動するが、校庭・校舎の一部又は全部の改修・原状回復工事の費用や、事業者からの損害賠償請求が、区に生じる可能性のある損害となる。

② 非金銭的損害

上記以外に、金額の算定は困難であるが、本事業における違法・不当な行為により区に以下の損害が生じており、またはその可能性がある。

・不当・違法な事業を強行することによる、地域住民の区政に対する信用が低下し、または失われること。

また、今後の本事業の推移次第では、区が同種の事業を他地域で遂行する場合の候補事業者からの信用が低下し、または失われること。

・区の「ｽﾎｰﾂ推進部」が推進する区民のｽﾎｰﾂ施策が後退すること(区民一人あたりｽﾎｰﾂ施設数の悪化を含む)。

・区の「みどり33推進担当部」が推進するみどり化施策が後退すること。

・池尻小児童を始めとする地域住民の公共財産として活用されている池尻小校庭が分断されることにより、公共財産としての価値・機能が低下すること。

・池尻小の、避難所・医療救護所としての機能が低下すること。

2. 請求者

住所

氏名

世田谷区

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

令和4年8月19日

世田谷区監査委員あて